

第3回 相模原・津久井地域合併協議会

日時：平成16年7月8日（木）午後2時から

場所：けやき会館 5階 大樹の間

<相模原・津久井地域合併協議会事務局>

〒229-0036 相模原市富士見6-6-23 けやき会館3階

TEL(042)769-8206(直通) FAX(042)768-4066

E-mail:kouiki@city.sagamihara.kanagawa.jp

URL <http://www.st-gappei.jp>

目 次

議 事

< 協議事項 >

協議第 2 号	合併の方式について（継続協議）	1
協議第 4 号	新市の名称について（継続協議）	4
協議第 7 号	特別職の身分の取扱いについて	6
協議第 8 号	一般職の職員の身分の取扱いについて	17
協議第 9 号	財産の取扱いについて	23
協議第10号	条例、規則等の取扱いについて	43
協議第11号	事務組織及び機構の取扱いについて	48

< 報告事項 >

報告第13号	事務事業項目について	69
--------	------------	----

そ の 他

(1)	第 4 回相模原・津久井地域合併協議会次第（案）について	71
(2)	今後の協議会開催日程（案）について	71

協議第2号

合併の方式について（継続協議）

合併の方式について、次のとおり協議を求める。

平成16年7月8日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

合併の方式は、城山町、津久井町及び相模湖町を廃し、その区域を相模原市に編入する編入合併とする。

なお、各市町の文化や伝統を尊重し、地域の個性と特色を活かしたまちづくりを進めるものとする。

編入合併と新設合併の比較

		編入合併	新設合併
定 義		市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うもの。	2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置くことで市町村の数の減少を伴うもの。
法人格		編入する市町村の法人格が継続する。	新たに法人格が発生する。
合併市町村の名称		編入する市町村の名称とすることが多いが新たに制定することができる。	新たに制定する。
市町村の長		編入する市町村の長は変わらず、編入される市町村の長は失職する。	消滅する合併関係市町村の長は失職する。
議会の議員	原則	編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される市町村の議会の議員は失職する。	消滅する合併関係市町村の議会の議員は失職する。 合併市町村の法定数による設置選挙を行う。
	特例	次のいずれかによることができる。 ① 増員選挙及びこれに続く最初の一般選挙において編入合併の特例定数とする。 (増加分は編入された区域に配分) ② 編入される市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は編入する市町村の議会の議員の残任期間だけ在任する。この場合、更に最初の一般選挙において編入合併の特例定数を採ることができる。	次のいずれかによることができる。 ① 設置選挙において、新設合併の特例定数（法定数の2倍まで）とする。 ② 合併関係市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は最長2年間在任する。

		編入合併	新設合併
農業委員会の委員(合併市町村に1つの委員会を置くこととする場合)	原則	編入する市町村の委員はそのまま在任し、編入される市町村の委員は全て失職する。	消滅する合併関係市町村の委員(選挙による委員、選任による委員)は全て失職する。
	特例	編入される市町村の委員(選挙による委員)のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で、編入する市町村の委員の残任期間在任できる。	合併関係市町村の委員(選挙による委員)のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は10～80人の範囲で、1年以内の間、在任できる。
特別職の職員		編入する市町村の特別職の職員は在任し、編入される市町村の特別職の職員は全員失職する。	消滅する合併関係市町村の特別職の職員は全員失職する。(新たに選任する。)
条例・規則		編入する市町村の条例・規則を適用する。(合併に伴い必要な改正を行う。)	消滅する合併関係市町村の条例・規則は全て失効する。(新たに制定する。)

(注) 農業委員会の委員については、この他合併市町村の区域を分けて2以上の農業委員会を置くことができる。

協議第4号

新市の名称について（継続協議）

新市の名称について、次のとおり協議を求める。

平成16年7月8日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

新市の名称は、相模原市とする。

参 考

編入合併の場合は、編入する市町村の法人格が継続することから、編入する市町村の名称とすることが通常であるが、編入する市町村の名称を変更することにより新たに制定することもできる。

なお、編入合併に伴って市町村の名称を変更する場合は、地方自治法の規定により、あらかじめ都道府県知事に協議し、条例で定める必要がある。

協議第7号

特別職の身分の取扱いについて

特別職の身分の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成16年7月8日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

城山町、津久井町及び相模湖町の常勤の特別職（教育長を含む。）及び執行機関の委員（農業委員会委員を除く。）については、合併の期日の前日をもって失職するものとする。

編入合併の場合における特別職の身分の取扱いについて

編入合併の場合における特別職の身分について、編入する市町村については、法人格がそのまま存続するため、特別職の身分に変動はなく、当該特別職の身分をそのまま保有する。

また、編入される市町村については、法人格が消滅するため、特別職は失職することとなる。

※ 一般に、特別職とは、地方公務員法第3条第3項各号に規定する職をいい、具体的には、市町村長、助役、収入役、議会の議員、消防団員、執行機関の委員として農業委員、教育委員、選挙管理委員、附属機関の委員として総合計画審議会委員、環境審議会委員などがある。

※ 調整方針における「常勤の特別職（教育長を含む。）」とは、特別職のうち、市町村長、助役、収入役及び教育長をいう。

※ また、調整方針における「執行機関の委員（農業委員会委員を除く。）」とは、教育委員会委員、選挙管理委員会委員、固定資産評価審査委員会委員、監査委員、公平委員会委員をいう。

特別職の職員の現況比較

相模原市				城山町				津久井町				相模湖町			
常勤の特別職				常勤の特別職				常勤の特別職				常勤の特別職			
○人数・任期				○人数・任期				○人数・任期				○人数・任期			
役職	人数	任期		役職	人数	任期		役職	人数	任期		役職	人数	任期	
市長	1人	H13. 1. 31 ～ H17. 1. 30		町長	1人	H16. 7. 6 ～ H20. 7. 5		町長	1人	H12. 12. 23 ～ H16. 12. 22		町長	1人	H12. 10. 26 ～ H16. 10. 25	
助役	2人	H13. 10. 1 ～ H17. 9. 30		助役	-	- - - -		助役	1人	H13. 4. 1 ～ H17. 3. 31		助役	1人	H16. 4. 1 ～ H20. 3. 31	
		H16. 4. 1 ～ H20. 3. 31													
収入役	1人	H14. 7. 1 ～ H18. 6. 30		収入役	1人	H14. 11. 1 ～ H18. 10. 31		収入役	1人	H14. 12. 17 ～ H18. 12. 16					
教育長	1人	H12. 10. 1 ～ H16. 9. 30		教育長	1人	H14. 10. 1 ～ H18. 9. 30		教育長	1人	H13. 10. 1 ～ H17. 9. 30		教育長	1人	H15. 10. 1 ～ H19. 9. 30	
常勤監査委員	1人	H13. 4. 1 ～ H17. 3. 31													
○給料				○給料				○給料				○給料			
役職	給料 (円)			役職	給料 (円)			役職	給料 (円)			役職	給料 (円)		
市長	月額	1,142,000		町長	月額	816,000		町長	月額	824,000		町長	月額	705,000	
助役	月額	935,000		助役	月額	653,000		助役	月額	661,000		助役	月額	602,000	
収入役	月額	804,000		収入役	月額	603,000		収入役	月額	609,000			月額		
教育長	月額	804,000		教育長	月額	603,000		教育長	月額	609,000		教育長	月額	552,000	
常勤監査委員	月額	653,000													

特別職の職員の現況比較

相模原市			城山町			津久井町			相模湖町				
執行機関の委員			執行機関の委員			執行機関の委員			執行機関の委員				
○人数・任期			○人数・任期			○人数・任期			○人数・任期				
職名	人数	任期	職名	人数	任期	職名	人数	任期	職名	人数	任期		
教育委員会委員	5人	H13. 10. 1 ～ H17. 9. 30	教育委員会委員	5人	H12. 10. 1 ～ H16. 9. 30	教育委員会委員	5人	H14. 10. 1 ～ H18. 9. 30	教育委員会委員	5人	H13. 4. 1 ～ H17. 3. 31		
		H12. 10. 1 ～ H16. 9. 30			H12. 11. 20 ～ H16. 11. 19			H12. 10. 1 ～ H16. 9. 30			H13. 6. 20 ～ H16. 9. 30		
		H14. 10. 1 ～ H18. 9. 30			H13. 10. 1 ～ H17. 9. 30			H12. 10. 1 ～ H16. 9. 30			H13. 10. 1 ～ H17. 9. 30		
		H15. 10. 1 ～ H19. 9. 30			H15. 10. 1 ～ H19. 9. 30			H15. 10. 1 ～ H19. 9. 30			H14. 10. 1 ～ H18. 9. 30		
		教育長			教育長			教育長			教育長		
選挙管理委員会委員	4人	H12. 12. 15 ～ H16. 12. 14	選挙管理委員会委員	4人	H14. 3. 28 ～ H18. 3. 27	選挙管理委員会委員	4人	H12. 10. 1 ～ H16. 9. 30	選挙管理委員会委員	4人	H13. 3. 11 ～ H17. 3. 10		
		H12. 12. 15 ～ H16. 12. 14			H14. 3. 28 ～ H18. 3. 27			H12. 10. 1 ～ H16. 9. 30			H13. 3. 11 ～ H17. 3. 10		
		H12. 12. 15 ～ H16. 12. 14			H14. 3. 28 ～ H18. 3. 27			H12. 10. 1 ～ H16. 9. 30			H13. 3. 11 ～ H17. 3. 10		
		H12. 12. 15 ～ H16. 12. 14			H14. 3. 28 ～ H18. 3. 27			H12. 10. 1 ～ H16. 9. 30			H13. 3. 11 ～ H17. 3. 10		
公平委員会委員	3人	H12. 8. 1 ～ H16. 7. 31	公平委員会委員	県へ委託	公平委員会委員	県へ委託	公平委員会委員	県へ委託	公平委員会委員	県へ委託	公平委員会委員		
		H14. 10. 1 ～ H18. 9. 30										公平委員会委員	県へ委託
		H15. 8. 1 ～ H19. 7. 31											
監査委員	識見者	2人	監査委員	識見者	1人	監査委員	識見者	1人	監査委員	識見者	1人		
	議員選任	2人		議員選任	1人		議員選任	1人		議員選任	1人		
固定資産評価審査委員会委員	3人	H15. 4. 1 ～ H18. 3. 31	固定資産評価審査委員会委員	3人	H13. 10. 1 ～ H16. 9. 30	固定資産評価審査委員会委員	3人	H13. 7. 1 ～ H16. 6. 30	固定資産評価審査委員会委員	3人	H15. 11. 12 ～ H18. 11. 11		
		H16. 4. 1 ～ H19. 3. 31			H14. 12. 4 ～ H17. 12. 3			H15. 10. 1 ～ H18. 9. 30			H14. 3. 14 ～ H17. 3. 13		
		H13. 7. 1 ～ H17. 3. 31			H14. 4. 1 ～ H17. 3. 31			H15. 10. 1 ～ H18. 9. 30			H15. 7. 1 ～ H18. 6. 30		

特別職の職員の現況比較

相模原市		城山町		津久井町		相模湖町	
○報酬		○報酬		○報酬		○報酬	
職名	報酬（円）	職名	報酬（円）	職名	報酬（円）	職名	報酬（円）
教育委員会		教育委員会		教育委員会		教育委員会	
委員長	月額 168,000	委員長	年額 177,000	委員長	年額 169,000	委員長	年額 166,000
委員	月額 144,500	委員長職務代理	年額 150,000	委員	年額 135,500	委員	年額 132,000
		委員	年額 144,000				
選挙管理委員会		選挙管理委員会		選挙管理委員会		選挙管理委員会	
委員長	月額 86,000	委員長	年額 96,000	委員長	年額 92,000	委員長	年額 95,000
委員	月額 66,500	委員	年額 75,000	委員	年額 70,500	委員	年額 68,000
補充員	日額 12,500	補充員	日額 10,000	補充員	日額 9,900	補充員	日額 8,600
公平委員会		公平委員会		公平委員会		公平委員会	
委員長	月額 54,000	県へ委託		県へ委託		県へ委託	
委員	月額 49,500						
監査委員		監査委員		監査委員		監査委員	
代表監査員	月額 168,000						
委員(識見者)	月額 155,000	委員(識見者)	年額 280,900	委員(識見者)	月額 44,000	委員(識見者)	年額 180,000
委員(議員選任)	月額 64,500	委員(議員選任)	年額 237,700	委員(議員選任)	月額 28,600	委員(議員選任)	年額 137,000
固定資産評価審査委員会委員	日額 15,000	固定資産評価審査委員会委員	日額 8,500	固定資産評価審査委員会委員	日額 7,700	固定資産評価審査委員会委員	日額 8,100

先進事例

■新潟市・黒埼町

黒埼町の特別職（三役及び教育長）の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定める。

■岐阜市・羽島市・柳津町・笠松町・北方町・岐南町

羽島市、柳津町、笠松町、北方町及び岐南町の常勤の特別職（教育長を含む。）及び執行機関の委員（農業委員会委員を除く。）については、失職するものとする。

特別職の職員の身分の取扱いに関する法令

○地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

第 161 条 都道府県に副知事 1 人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。

2 市町村に助役 1 人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。

3 副知事及び助役の定数は、条例でこれを増加することができる。

第 162 条 副知事及び助役は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

第 163 条 副知事及び助役の任期は、4 年とする。但し、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。

第 168 条 都道府県に出納長を置く。

2 市町村に収入役 1 人を置く。但し、町村は、条例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。

3 都道府県は条例で副出納長を、市町村は条例で副収入役を置くことができる。

4 副出納長及び副収入役の定数は、条例でこれを定める。

5 副出納長及び副収入役は、事務吏員の中から、普通地方公共団体の長がこれを命ずる。

（第 6 項から第 9 項 省略）

第 180 条の 5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

(1) 教育委員会

(2) 選挙管理委員会

(3) 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会

(4) 監査委員

（第 2 項 省略）

3 第一項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。

(1) 農業委員会

(2) 固定資産評価審査委員会

（第 4 項から第 8 項 省略）

第 203 条 普通地方公共団体は、その議会の議員、委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、（省略）に対し、報酬を支給しなければならない。

2 前項の職員の中議会の議員以外の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。但し、条例で特別の定をした場合は、この限りではない。

（第 3 項から第 5 項 省略）

第 204 条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会（省略）に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、調整手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、（省略）を支給することができる。

3 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第 181 条 普通地方公共団体に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4 人の選挙管理委員を以てこれを組織する。

第 182 条 選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する。

2 議会は、前項の規定による選挙を行う場合においては、同時に、同項に規定する者のうちから委員と同数の補充員を選挙しなければならない。(省略)

(第 3 項から第 8 項 省略)

第 183 条 選挙管理委員の任期は、4 年とする。但し、後任者が就任する時まで在任する。

(第 2 項から第 4 項 省略)

第 195 条 普通地方公共団体に監査委員を置く。

2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあつては 4 人とし、その他の市にあつては条例の定めるところにより 3 人又は 2 人とし、町村にあつては 2 人とする。

第 196 条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(以下本款において「識見を有する者」という。)及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、監査委員の定数が 4 人のときは 2 人又は 1 人、3 人以内のときは 1 人とするものとする。

2 識見を有する者のうちから選任される監査委員の数が、3 人である普通地方公共団体にあつては少なくともその 2 人以上は、2 人である普通地方公共団体にあつては少なくともその 1 人以上は、当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものでなかつた者でなければならない。

(第 3 項 省略)

4 識見を有する者のうちから選任される監査委員は、これを常勤とすることができる。

(第 5 項 省略)

第 197 条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては 4 年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

第 199 条の 3 監査委員は、その定数が 4 人又は 3 人の場合にあつては識見を有する者のうちから選任される監査委員の 1 人を、2 人の場合にあつては識見を有する者のうちから選任される監査委員を代表監査委員としなければならない。

(第 2 項から第 3 項 省略)

○地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第 3 条 地方公務員の職は、一般職と特別職に分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、左に掲げる職とする。

(1) 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

(1)の 2 地方開発事業団の理事長、理事及び幹事の職

(1)の 3 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

(2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関に定める規定により、設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

(3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

(4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

(5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職

（人事委員会又は公平委員会の設置）

第 7 条 都道府県及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市は、条例で人事委員会を置くものとする。

2 前項の指定都市以外の市で人口（官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる人口調査の結果による人口をいう。以下同じ。）15 万以上のもの及び特別区は、条例で人事委員会又は公平委員会を置くものとする。

3 人口 15 万未満の市、町、村及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置くものとする。

4 公平委員会を置く地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、公平委員会を置く他の地方公共団体と共同して公平委員会を置き、又は他の地方公共団体の人事委員会に委託して第 8 条第 2 項に規定する公平委員会の事務を処理させることができる。

（人事委員会又は公平委員会の委員）

第 9 条 人事委員会又は公平委員会は、3 人の委員をもつて組織する。

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

（第 3 項から第 9 項 省略）

10 委員の任期は、4 年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（第 11 項から第 13 項 省略）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）

（設置）

第 2 条 都道府県、市（特別区を含む。以下同じ。）町村及び第 23 条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に教育委員会を置く。

（組織）

第 3 条 教育委員会は、5 人の委員をもつて組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは指定都市が加入するものの教育委員会にあつては 6 人の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するもの（次条第 3 項及び第 7 条第 2 項から第 4 項までにおいて単に「町村」という。）の教育委員会にあつては 3 人の委員をもつて組織することができる。

（任命）

第 4 条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

一 破産者で復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられた者

3 委員の任命については、そのうち 3 人以上（前条ただし書の規定により委員の数を 3 人とする町村にあつては、2 人以上）が同一の政党に所属することとなつてはならない。

4 地方公共団体の長は、第 1 項の規定による委員の任命に当たつては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。）である者が含まれるように努めなければならない。

（任期）

第 5 条 委員の任期は、4 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（教育長）

第 16 条 教育委員会に、教育長を置く。

2 教育長は、第 6 条の規定にかかわらず、当該教育委員会の委員（委員長を除く。）である者のうちから、教育委員会が任命する。

3 教育長は、委員としての任期中在任するものとする。ただし、地方公務員法第 27 条、第 28 条及び第 29 条の規定の適用を妨げない。

4 教育長は、委員の職を辞し、失い、又は罷免された場合においては、当然に、その職を失うものとする。

(教育長の職務)

第 17 条 教育長は、教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる。

2 教育長は、教育委員会のすべての会議に出席し、議事について助言する。

3 教育長は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件についての議事が行われる場合においては、前項の規定にかかわらず、教育委員会の会議に出席することができない。ただし、委員として第 13 条第 5 項ただし書の規定の適用があるものとする。

○地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）

(固定資産評価審査委員会の設置、選任等)

第 423 条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は 3 人以上とし、当該市町村の条例で定める。

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

(第 4 項から第 5 項 省略)

6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の条例の定めるところによつて、委員会の会議への出席日数に応じ、手当を受けることができる。

(第 8 項から第 9 項 省略)

協議第8号

一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成16年7月8日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

- 1 城山町、津久井町及び相模湖町の一般職の職員は、すべて相模原市の職員として引き継ぐものとする。
- 2 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、公正に取り扱うものとする。

編入合併の場合における一般職の職員の身分の取扱いについて

1 職員の身分

合併特例法において、「合併関係市町村は、その協議により、市町村合併の際、現にその職にある合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するよう措置しなければならない」（同法第9条）と定められている。

2 給与・勤務条件等

合併関係市町村の職員の任用制度、給与及びその他の勤務条件について、その現況を比較検討し、十分事前に協議を重ねて、新市の発足後の任用制度、給与及びその他の勤務条件に関して、合併前後で不均衡を生じないように取り決めを行う必要がある。

一般職の職員の現況比較

相模原市	城山町	津久井町	相模湖町																																																																								
<p>職員の定数（平成16年4月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>定数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議会事務局職員</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>市長事務部局職員</td> <td>2,745</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会事務局職員</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>監査委員事務局職員</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>消防職員</td> <td>599</td> </tr> <tr> <td>農業委員会事務局職員</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局及びその 他学校教育機関の職員</td> <td>595</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,995</td> </tr> </tbody> </table>	区分	定数(人)	議会事務局職員	21	市長事務部局職員	2,745	選挙管理委員会事務局職員	13	監査委員事務局職員	12	消防職員	599	農業委員会事務局職員	10	教育委員会事務局及びその 他学校教育機関の職員	595	合計	3,995	<p>職員の定数（平成16年4月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>定数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議会事務局職員</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>町長事務部局職員</td> <td>168</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会事務局職員</td> <td>3(3)</td> </tr> <tr> <td>監査委員事務局職員</td> <td>3(2)</td> </tr> <tr> <td>消防職員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業委員会事務局職員</td> <td>3(3)</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局及びその 他学校教育機関の職員</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>223</td> </tr> </tbody> </table> <p>※（ ）内は、兼務分</p>	区分	定数(人)	議会事務局職員	3	町長事務部局職員	168	選挙管理委員会事務局職員	3(3)	監査委員事務局職員	3(2)	消防職員		農業委員会事務局職員	3(3)	教育委員会事務局及びその 他学校教育機関の職員	51	合計	223	<p>職員の定数（平成16年4月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>定数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議会事務局職員</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>町長事務部局職員</td> <td>246</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会事務局職員</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>監査委員事務局職員</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>消防職員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業委員会事務局職員</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局及びその 他学校教育機関の職員</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>301</td> </tr> </tbody> </table>	区分	定数(人)	議会事務局職員	4	町長事務部局職員	246	選挙管理委員会事務局職員	1	監査委員事務局職員	2	消防職員		農業委員会事務局職員	3	教育委員会事務局及びその 他学校教育機関の職員	45	合計	301	<p>職員の定数（平成16年4月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>定数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議会事務局職員</td> <td>3(1)</td> </tr> <tr> <td>町長事務部局職員</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会事務局職員</td> <td>3(3)</td> </tr> <tr> <td>監査委員事務局職員</td> <td>2(1)</td> </tr> <tr> <td>消防職員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業委員会事務局職員</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局及びその 他学校教育機関の職員</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>126</td> </tr> </tbody> </table> <p>※（ ）内は、兼務分</p>	区分	定数(人)	議会事務局職員	3(1)	町長事務部局職員	102	選挙管理委員会事務局職員	3(3)	監査委員事務局職員	2(1)	消防職員		農業委員会事務局職員	2	教育委員会事務局及びその 他学校教育機関の職員	19	合計	126
区分	定数(人)																																																																										
議会事務局職員	21																																																																										
市長事務部局職員	2,745																																																																										
選挙管理委員会事務局職員	13																																																																										
監査委員事務局職員	12																																																																										
消防職員	599																																																																										
農業委員会事務局職員	10																																																																										
教育委員会事務局及びその 他学校教育機関の職員	595																																																																										
合計	3,995																																																																										
区分	定数(人)																																																																										
議会事務局職員	3																																																																										
町長事務部局職員	168																																																																										
選挙管理委員会事務局職員	3(3)																																																																										
監査委員事務局職員	3(2)																																																																										
消防職員																																																																											
農業委員会事務局職員	3(3)																																																																										
教育委員会事務局及びその 他学校教育機関の職員	51																																																																										
合計	223																																																																										
区分	定数(人)																																																																										
議会事務局職員	4																																																																										
町長事務部局職員	246																																																																										
選挙管理委員会事務局職員	1																																																																										
監査委員事務局職員	2																																																																										
消防職員																																																																											
農業委員会事務局職員	3																																																																										
教育委員会事務局及びその 他学校教育機関の職員	45																																																																										
合計	301																																																																										
区分	定数(人)																																																																										
議会事務局職員	3(1)																																																																										
町長事務部局職員	102																																																																										
選挙管理委員会事務局職員	3(3)																																																																										
監査委員事務局職員	2(1)																																																																										
消防職員																																																																											
農業委員会事務局職員	2																																																																										
教育委員会事務局及びその 他学校教育機関の職員	19																																																																										
合計	126																																																																										
<p>給料表</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>行政職給料表（1）</td> <td>8級制</td> </tr> <tr> <td>行政職給料表（2）</td> <td>4級制</td> </tr> <tr> <td>消防職給料表</td> <td>8級制</td> </tr> </tbody> </table> <p>※行政職給料表（1） 他の給料表の適用を受けない職員に適用</p> <p>※行政職給料表（2） 技能職員及び労務職員に適用</p> <p>※消防職給料表 消防職に適用</p>	行政職給料表（1）	8級制	行政職給料表（2）	4級制	消防職給料表	8級制	<p>給料表</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>行政職給料表（1）</td> <td>8級制</td> </tr> <tr> <td>行政職給料表（2）</td> <td>5級制</td> </tr> </tbody> </table> <p>※行政職給料表（1） 他の給料表の適用を受けない職員に適用</p> <p>※行政職給料表（2） 技能職員及び労務職員に適用</p>	行政職給料表（1）	8級制	行政職給料表（2）	5級制	<p>給料表</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>行政職給料表（1）</td> <td>8級制</td> </tr> <tr> <td>行政職給料表（2）</td> <td>5級制</td> </tr> <tr> <td>医療職給料表（1）</td> <td>3級制</td> </tr> <tr> <td>医療職給料表（2）</td> <td>4級制</td> </tr> </tbody> </table> <p>※行政職給料表（1） 他の給料表の適用を受けない職員に適用</p> <p>※行政職給料表（2） 技能職員及び労務職員に適用</p> <p>※医療職給料表（1） 診療所に勤務する医師に適用</p> <p>※医療職給料表（2） 看護師、准看護師に適用</p>	行政職給料表（1）	8級制	行政職給料表（2）	5級制	医療職給料表（1）	3級制	医療職給料表（2）	4級制	<p>給料表</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>行政職給料表（1）</td> <td>8級制</td> </tr> <tr> <td>行政職給料表（2）</td> <td>5級制</td> </tr> <tr> <td>医療職給料表（1）</td> <td>3級制</td> </tr> <tr> <td>医療職給料表（2）</td> <td>4級制</td> </tr> </tbody> </table> <p>※行政職給料表（1） 他の給料表の適用を受けない職員に適用</p> <p>※行政職給料表（2） 技能職員及び労務職員に適用</p> <p>※医療職給料表（1） 診療所に勤務する医師に適用</p> <p>※医療職給料表（2） 診療所に勤務する保健師、薬剤師、看護師及び准看護師並びに保育園等に勤務する保育士及びこれに準ずる職員に適用</p>	行政職給料表（1）	8級制	行政職給料表（2）	5級制	医療職給料表（1）	3級制	医療職給料表（2）	4級制																																														
行政職給料表（1）	8級制																																																																										
行政職給料表（2）	4級制																																																																										
消防職給料表	8級制																																																																										
行政職給料表（1）	8級制																																																																										
行政職給料表（2）	5級制																																																																										
行政職給料表（1）	8級制																																																																										
行政職給料表（2）	5級制																																																																										
医療職給料表（1）	3級制																																																																										
医療職給料表（2）	4級制																																																																										
行政職給料表（1）	8級制																																																																										
行政職給料表（2）	5級制																																																																										
医療職給料表（1）	3級制																																																																										
医療職給料表（2）	4級制																																																																										

一般職の職員の現況比較

相模原市	城山町	津久井町	相模湖町																																																																
<p>職階制（行政職給料表（１））</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>人数（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部長級</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>次長級</td> <td>84</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td>360</td> </tr> <tr> <td>課長補佐級</td> <td>655</td> </tr> <tr> <td>係長級</td> <td>638</td> </tr> <tr> <td>その他の職員</td> <td>1,007</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,781</td> </tr> </tbody> </table>	区分	人数（人）	部長級	37	次長級	84	課長級	360	課長補佐級	655	係長級	638	その他の職員	1,007	計	2,781	<p>職階制（行政職給料表（１））</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>人数（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部長級</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>主幹級</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>副主幹級</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>主査級</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>その他の職員</td> <td>59</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>182</td> </tr> </tbody> </table>	区分	人数（人）	部長級	5	課長級	15	主幹級	12	副主幹級	53	主査級	38	その他の職員	59	計	182	<p>職階制（行政職給料表（１））</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>人数（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参事級</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>課長代理級</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>課長補佐級</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>係長級</td> <td>106</td> </tr> <tr> <td>その他の職員</td> <td>64</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>251</td> </tr> </tbody> </table>	区分	人数（人）	参事級	6	課長級	27	課長代理級	13	課長補佐級	35	係長級	106	その他の職員	64	計	251	<p>職階制（行政職給料表（１））</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>人数（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参事級</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>課長補佐級</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>副主幹級</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>主査級</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>その他の職員</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>79</td> </tr> </tbody> </table>	区分	人数（人）	参事級	2	課長級	12	課長補佐級	14	副主幹級	14	主査級	14	その他の職員	23	計	79
区分	人数（人）																																																																		
部長級	37																																																																		
次長級	84																																																																		
課長級	360																																																																		
課長補佐級	655																																																																		
係長級	638																																																																		
その他の職員	1,007																																																																		
計	2,781																																																																		
区分	人数（人）																																																																		
部長級	5																																																																		
課長級	15																																																																		
主幹級	12																																																																		
副主幹級	53																																																																		
主査級	38																																																																		
その他の職員	59																																																																		
計	182																																																																		
区分	人数（人）																																																																		
参事級	6																																																																		
課長級	27																																																																		
課長代理級	13																																																																		
課長補佐級	35																																																																		
係長級	106																																																																		
その他の職員	64																																																																		
計	251																																																																		
区分	人数（人）																																																																		
参事級	2																																																																		
課長級	12																																																																		
課長補佐級	14																																																																		
副主幹級	14																																																																		
主査級	14																																																																		
その他の職員	23																																																																		
計	79																																																																		

【一部事務組合の現況】※津久井郡４町で構成する一部事務組合の職員の身分については、「津久井郡一部事務組合解散協議会」において協議を行っている。

津久井郡広域行政組合		相模湖モーターボート競走組合																																																															
<p>職員の定数（平成16年4月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>定数（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>組合長の事務部局の職員</td> <td>86</td> </tr> <tr> <td>議会の事務局の職員</td> <td>3(3)</td> </tr> <tr> <td>監査委員の職員</td> <td>1(1)</td> </tr> <tr> <td>消防長の事務部局の職員</td> <td>111</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>197</td> </tr> </tbody> </table> <p>※（ ）内は、兼務分</p> <p>給料表</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>行政職給料表（１）</td> <td>8級制</td> </tr> <tr> <td>行政職給料表（２）</td> <td>5級制</td> </tr> </tbody> </table> <p>※行政職給料表（１） 他の給料表の適用を受けない職員に適用</p> <p>※行政職給料表（２） 技能職員及び労務職員に適用</p>	区分	定数（人）	組合長の事務部局の職員	86	議会の事務局の職員	3(3)	監査委員の職員	1(1)	消防長の事務部局の職員	111	合計	197	行政職給料表（１）	8級制	行政職給料表（２）	5級制	<p>職階制（行政職給料表（１））</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>人数（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参事級</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>課長補佐級</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>係長級</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>主査級</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>その他の職員</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>133</td> </tr> </tbody> </table> <p>※派遣職員は除く</p>	区分	人数（人）	参事級	3	課長級	14	課長補佐級	34	係長級	30	主査級	11	その他の職員	41	計	133	<p>職員の定数（平成16年4月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>定数（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>組合長の事務局の職員</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>議会の事務部局の職員</td> <td>3（兼務）</td> </tr> <tr> <td>監査委員の事務部局の職員</td> <td>2（兼務）</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table> <p>給料表</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>行政職給料表（１）</td> <td>8級制</td> </tr> <tr> <td>行政職給料表（２）</td> <td>5級制</td> </tr> </tbody> </table> <p>※行政職給料表（１） 他の給料表の適用を受けない職員に適用</p> <p>※行政職給料表（２） 機械の運転操作、庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員に適用</p>	区分	定数（人）	組合長の事務局の職員	7	議会の事務部局の職員	3（兼務）	監査委員の事務部局の職員	2（兼務）	合計	12	行政職給料表（１）	8級制	行政職給料表（２）	5級制	<p>職階制（行政職給料表（１））</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>人数（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務局長級</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>課長代理級</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>課長補佐級</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>係長級</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>その他の職員</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table>	区分	人数（人）	事務局長級	1	課長級	1	課長代理級	2	課長補佐級	0	係長級	1	その他の職員	1	計	6
区分	定数（人）																																																																
組合長の事務部局の職員	86																																																																
議会の事務局の職員	3(3)																																																																
監査委員の職員	1(1)																																																																
消防長の事務部局の職員	111																																																																
合計	197																																																																
行政職給料表（１）	8級制																																																																
行政職給料表（２）	5級制																																																																
区分	人数（人）																																																																
参事級	3																																																																
課長級	14																																																																
課長補佐級	34																																																																
係長級	30																																																																
主査級	11																																																																
その他の職員	41																																																																
計	133																																																																
区分	定数（人）																																																																
組合長の事務局の職員	7																																																																
議会の事務部局の職員	3（兼務）																																																																
監査委員の事務部局の職員	2（兼務）																																																																
合計	12																																																																
行政職給料表（１）	8級制																																																																
行政職給料表（２）	5級制																																																																
区分	人数（人）																																																																
事務局長級	1																																																																
課長級	1																																																																
課長代理級	2																																																																
課長補佐級	0																																																																
係長級	1																																																																
その他の職員	1																																																																
計	6																																																																

先進事例

■新潟市・黒埼町

- 1 黒埼町の定数内の職員は、すべて新潟市の職員として引き継ぐものとする。
- 2 職員の任免、給与その他身分の取扱いについては、新潟市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目は、両市町の長が別に協議して定める。

■岐阜市・羽島市・柳津町・笠松町・北方町・岐南町

- 1 羽島市、柳津町、笠松町、北方町及び岐南町の職員は、すべて岐阜市の職員として引き継ぐものとする。
- 2 職員の任免、給与その他の身分については、公正に取り扱うものとし、その細目は2市4町の長が別に協議して定めるものとする。

一般職の身分の取扱いに関する法令

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第 3 条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、左に掲げる職とする。

(1) 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

(1)の 2 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職

(1)の 3 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

(2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

(3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

(4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

(5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職

市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）

（職員の身分取扱い）

第 9 条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職にある合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。

2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

協議第9号

財産の取扱いについて

財産の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

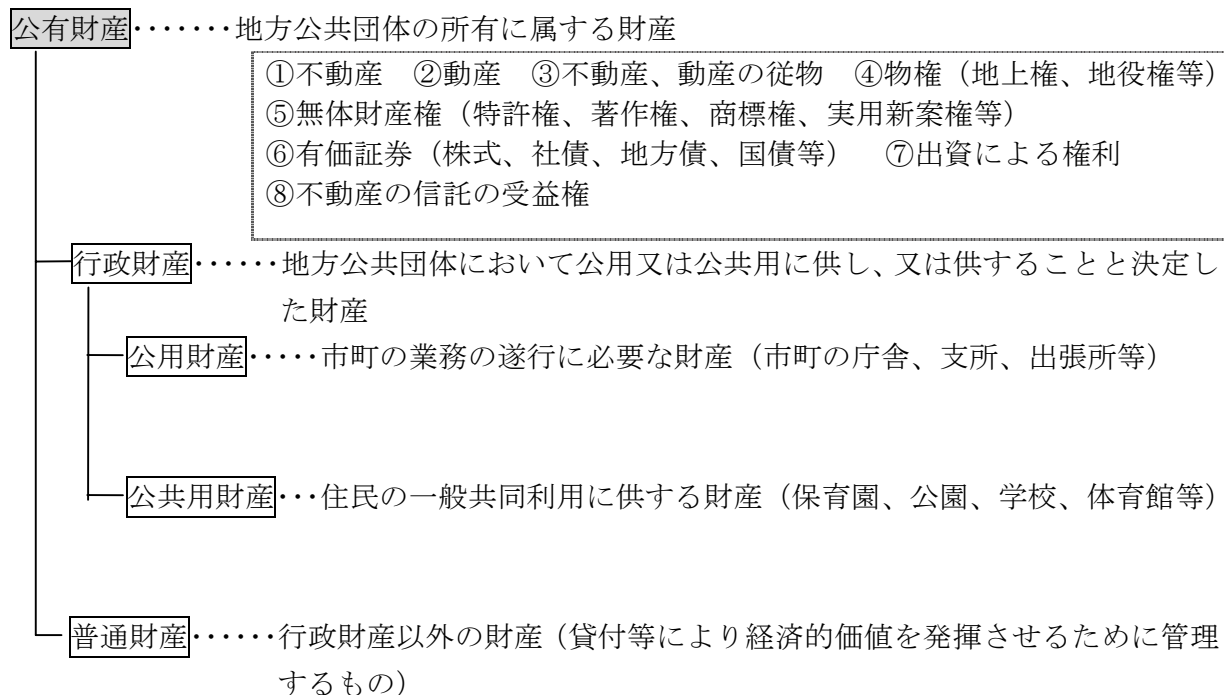
平成16年7月8日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

- 1 城山町、津久井町及び相模湖町の財産は、すべて相模原市に引き継ぐものとする。
なお、基金の取扱いについては、その設立の趣旨に配慮し調整するものとする。
- 2 財産区の取扱いについては、改めて調整方針を協議するものとする。

地方公共団体の財産について

1 財産



物品……………現金、公有財産及び基金を除く普通地方公共団が所有又は使用のために保管する動産（庁用自動車、事務機器等）

債権……………金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利

基金……………特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てる基金と、特定の目的のために定額の資金を運用する基金とがある。

2 負の財産

地方債……………地方公共団体が資金調達のために負担する債務で、その返済が会計年度を超えて行われるもの。

債務負担行為……………地方公共団体が債務を負担するその行為、内容を定めておくもの。

財産の現況比較(平成15年3月31日現在)

〔総括〕

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	合計	
1. 公有財産						
土地	m ²	4,308,202.62	835,146.00	1,254,435.13	5,029,696.00	11,427,479.75
建物	m ²	1,257,677.05	53,084.00	85,115.15	42,514.00	1,438,390.20
物権	m ²	6,284.61	0.00	0.00	0.00	6,284.61
無体財産権	件	4	0	0	0	4
有価証券	千円	10,770	550	810	550	12,680
出資による権利	千円	2,283,429	8,789	270,149	10,026	2,572,393
2. 物品(車両類)	台	603	51	80	27	761
3. 債権	千円	1,128,046	1,743	0	5,000	1,134,789
4. 基金						
資金積立基金	千円	6,163,059	2,229,354	1,598,827	336,561	10,327,801
定額資金運用基金	千円	8,030,505	287,816	626,835	154,508	9,099,664
5. 地方債現在高	千円	287,078,791	8,226,348	9,056,831	6,595,440	310,957,410
6. 債務負担行為	千円	65,885,766	99,000	1,724,639	310,579	68,019,984

(平成14年度決算書「財産に関する調書」、地方財政状況調査ほか)

* 3町の土地・建物には、津久井郡4町共有財産(各町持分4分の1)が含まれる。

【土地】 ①津久井郡郷土資料館 608.40m²のうち3町持分(4分の3)

②津久井郡急病診療所 1,463.58m²のうち3町持分(4分の3)

【建物】 津久井郡郷土資料館 325.38m²のうち3町持分(4分の3)

1. 公有財産

【土地】

平成15年3月31日現在 単位: m²

区 分	相模原市	城 山 町	津久井町	相模湖町	合 計
行政財産	4,226,193.30	417,986.00	450,813.97	212,763.00	5,307,756.27
公用財産	321,714.28	14,122.00	6,351.29	5,866.00	348,053.57
本庁舎(出張所・清掃工場など)	277,535.20	12,863.00	3,932.71	5,018.00	299,348.91
消 防本部・分署・消防団など)	44,179.08	1,259.00	2,418.58	848.00	48,704.66
公共用財産	3,904,479.02	403,864.00	444,462.68	206,897.00	4,959,702.70
市民会館・文化会館	6,122.90	0.00	※ 0.00	0.00	6,122.90
公営住宅	168,157.47	13,898.00	32,396.41	298.00	214,749.88
児童福祉施設(保育園・児童館など)	59,604.52	2,784.00	※ 0.00	※ 0.00	62,388.52
衛生施設(墓地・斎場など)	58,868.80	0.00	0.00	0.00	58,868.80
公園・広場	1,438,302.50	101,934.00	※ 0.00	99,812.00	1,640,048.50
小・中学校	1,581,424.16	113,597.00	164,978.50	71,210.00	1,931,209.66
体育施設(体育館・水泳場など)	41,708.01	25,708.00	※ 0.00	0.00	67,416.01
社会教育施設(公民館・図書館など)	68,226.19	※ 0.00	※ 0.00	※ 0.00	68,226.19
その他の施設	482,064.47	145,943.00	247,087.77	35,577.00	910,672.24
普通財産	82,009.32	417,160.00	803,621.16	4,816,933.00	6,119,723.48
普通財産一般	74,628.65	8,597.00	47,345.03	3,849.00	134,419.68
廃道路敷	7,380.67	2,028.00	0.00	0.00	9,408.67
山 林	0.00	406,535.00	756,276.13	4,813,084.00	5,975,895.13
合 計	4,308,202.62	835,146.00	1,254,435.13	5,029,696.00	11,427,479.75
備 考		※は本庁舎に含む	※はその他の施設に含む	※はその他の施設に含む	

* 3町の土地には、津久井郡4町共有財産(各町持分4分の1)が含まれる。

〈行政財産〉津久井郡郷土資料館 608.40m²のうち3町持分(4分の3)、〈普通財産〉津久井郡急病診療所 1,463.00m²のうち3町持分(4分の3)

【山 林】

平成15年3月31日現在 単位: m²

土地の権利の区分	相模原市	城 山 町	津久井町	相模湖町	合 計
所 有		406,535.00	756,276.13	4,813,084.00	5,975,895.13
(うち分収)		(292,527.00)	(150,092.00)	(3,781,597.00)	(4,224,216.00)

○分収…町所有の山林に植えてある立木について、分収林契約に基づき、県企業庁や森林づくり公社、自治会等が権利(地上権)を持ち、(平成14年度決算書「財産に関する調書」ほか)立木の販売で得た収益を町と権利者との間で分け合うもの

1. 公有財産

【建 物】

平成15年3月31日現在 単位: m²

区 分	相模原市	城 山 町	津久井町	相模湖町	合 計
行政財産	1,244,024.65	53,035.00	83,452.07	42,514.00	1,423,025.72
公用財産	143,690.72	8,416.00	5,822.58	3,685.00	161,614.30
本庁舎(出張所・清掃工場など)	118,789.26	7,829.00	4,115.11	3,356.00	134,089.37
消 防本部・分署・消防団など)	24,901.46	587.00	1,707.47	329.00	27,524.93
公共用財産	1,100,333.93	44,619.00	77,629.49	38,829.00	1,261,411.42
市民会館・文化会館	23,120.99	0.00	※ 0.00	0.00	23,120.99
公営住宅	123,032.52	2,428.00	5,168.64	1,208.00	131,837.16
児童福祉施設(保育園・児童館など)	31,329.20	917.00	※ 0.00	※ 0.00	32,246.20
衛生施設(墓地・斎場など)	4,327.31	0.00	0.00	0.00	4,327.31
公園・広場	6,541.25	0.00	0.00	1,402.00	7,943.25
小・中学校	631,482.89	37,094.00	54,533.47	27,469.00	750,579.36
体育施設(体育館・水泳場など)	45,576.48	779.00	※ 0.00	0.00	46,355.48
社会教育施設(公民館・図書館など)	51,315.14	2,205.00	※ 0.00	※ 0.00	53,520.14
その他の施設	183,608.15	1,196.00	17,927.38	8,750.00	211,481.53
普通財産	13,652.40	49.00	1,663.08	0.00	15,364.48
合 計	1,257,677.05	53,084.00	85,115.15	42,514.00	1,438,390.20
備 考			※はその他の施設に含む	※はその他の施設に含む	

(平成14年度決算書「財産に関する調書」ほか)

* 3町の建物には、津久井郡4町共有財産(各町持分4分の1)が含まれる。
 〈行政財産〉津久井郡郷土資料館 325.38m²のうち3町持分(4分の3)

1. 公有財産

【物 権】

平成15年3月31日現在 単位:

区 分	相模原市	城 山 町	津久井町	相模湖町	合 計
地 上 権	6,190.82				6,190.82
地 役 権	93.79				93.79
合 計	6,284.61	0.00	0.00	0.00	6,284.61

(平成14年度決算書「財産に関する調書」ほか)

【無体財産権】

平成15年3月31日現在 単位:件

区 分	相模原市	城 山 町	津久井町	相模湖町	合 計
特 許 権	4				4
実用新案権	0				0
意 匠 権	0				0
商 標 権	0				0
著 作 権	0				0
合 計	4	0	0	0	4

(平成14年度決算書「財産に関する調書」ほか)

特許権

- ① 標識建柱L型側溝用ブロック
- ② 重車両L型側溝用ブロック
- ③ マンホール用臨時トイレ装置
- ④ 調整池の排水流量制御システム

1. 公有財産

【有価証券】

平成15年3月31日現在 単位:千円

区 分	相模原市	城 山 町	津久井町	相模湖町	合 計
株 券	10,770	550	810	550	12,680

(平成14年度決算書「財産に関する調書」ほか)

〈内 訳〉

名 称	相模原市	城 山 町	津久井町	相模湖町	合 計
株式会社テレビ神奈川	770	550	660	550	2,530
株式会社神奈川食肉センター	10,000				10,000
津久井湖観光株式会社			150		150
合 計	10,770	550	810	550	12,680

1. 公有財産

【出資による権利】

平成15年3月31日現在 単位：千円

区 分	相模原市	城 山 町	津久井町	相模湖町	合 計
出 資 ・ 出 捐	2,283,429	8,789	270,149	10,026	2,572,393

(平成14年度決算書「財産に関する調書」ほか)

〈内 訳〉

名 称	相模原市	城 山 町	津久井町	相模湖町	合 計
神奈川県信用保証協会出資金	136,365	5,050	6,405	3,460	151,280
(社)神奈川県畜産会出資金	7,150	545	3,411	1,664	12,770
(財)神奈川県労働者信用基金協会出資金	5,320	199	322	125	5,966
(財)かながわ健康財団出資金	3,510	175	234	117	4,036
神奈川県農業信用基金協会出資金	1,830	520	1,110	460	3,920
(社)神奈川県農業公社出資金	1,500	200	200	200	2,100
土地開発公社出資金	10,000	1,000	1,000	1,000	13,000
(財)神奈川県暴力追放推進センター(設立)出資金	13,000	500	700		14,200
(社)神奈川県造林公社出資金		100	100	100	300
(財)ふるさと情報センター出資金		500		500	1,000
津久井郡森林組合出資金			2,500	2,350	4,850
(株)さがみはら産業創造センター出資金	1,135,000				1,135,000
(財)相模原市みちの協会出資金	300,000				300,000
(財)相模原市みどりの協会設立出資金	200,000				200,000
(財)宮ヶ瀬ダム周辺振興財団出資金			166,667		166,667
(財)相模原市市民文化財団出資金	100,000				100,000
(財)神奈川県市町村職員研修センター出資金			87,500		87,500
(財)相模原市産業振興財団出資金	80,000				80,000
(財)相模原市中小企業勤労者福祉サービスセンター出資金	80,000				80,000
(社)相模原市畜産振興協会出資金	60,000				60,000
橋本駅北口第一再開発ビル(株)出資金	60,000				60,000
(財)相模原市体育協会出資金	49,000				49,000
(財)神奈川県下水道公社出資金	12,540				12,540
(財)宇宙科学振興会出資金	10,000				10,000
(財)リバーフロント整備センター設立出資金	5,000				5,000
(財)神奈川県国民年金福祉協会出資金	4,500				4,500
(社)相模原市社会福祉事業団設立出資金	3,000				3,000
(財)神奈川県国際交流協会出資金	2,714				2,714
(財)相模原市都市整備公社出資金	2,000				2,000
(財)国有財産管理調査センター出資金	1,000				1,000
(財)神奈川県腎バンク出資金				50	50
合 計	2,283,429	8,789	270,149	10,026	2,572,393

2. 物 品

平成15年3月31日現在 単位:台

区 分	相模原市	城 山 町	津久井町	相模湖町	合 計
車 両 類	603	51	80	27	761
乗用自動車	26	6	6	12	50
貨物自動車	125	18	14	3	160
軽自動車	169	8	22	3	202
乗合自動車	14	2	0	2	18
特殊自動車	269	16	37	7	329
原動機付自転車	0	1	1	0	2

(平成14年度決算書「財産に関する調書」ほか)

3. 債 権

平成15年3月31日現在 単位:千円

区 分	相模原市	城 山 町	津久井町	相模湖町	合 計
貸 付 金	1,128,046	1,743	0	5,000	1,134,789

(平成14年度決算書「財産に関する調書」ほか)

〈内 訳〉

名 称	金 額(千円)	備 考
相模原市 土地開発公社貸付金	867,458	
看護師等修学資金貸付金	166,991	
保育所施設整備等資金貸付金	81,130	
奨学金貸付金	12,467	
城山町 奨学貸付金	382	
厚生貸付金	1,361	
相模湖町 (財)相模湖周辺環境整備公社貸付金	5,000	
合 計	1,134,789	

4. 基金

【資金積立基金】

平成15年3月31日現在 単位:千円

目的・用途	相模原市		城山町		津久井町		相模湖町		合計
	名称	金額	名称	金額	名称	金額	名称	金額	
大規模な建設事業、災害復旧、地方債の繰上償還その他財源の不足を生じたときの財源とするため設置	財政調整基金	2,997,522	財政調整基金	962,768	財政調整基金	328,156	財政調整基金	4,143	4,292,589
社会福祉の増進を図る事業の財源とするため設置	社会福祉基金	1,037,270	地域福祉基金	229,968	地域福祉基金	784	地域福祉基金	122,340	1,390,362
介護保険の保険給付費に不足を生じたときの財源とするため設置	介護保険給付費支払準備基金	723,138	介護保険給付費支払基金	31,991	介護保険給付費支払準備基金	84,240	介護保険給付費支払準備基金	43,778	883,147
市債の償還に必要な財源を確保し、将来にわたる財政の健全な運営に資するため設置	減債基金	16年度から	減債基金	107,124	減債基金	119,322	減債基金	280	226,726
緑化の推進を図る事業の財源とするため設置	みどりのまちづくり基金	674,425	みどりのまちづくり基金	61,531	コミュニティと緑の環境づくり基金	103,762			839,718
奨学金の資金に充てるため設置	奨学基金	24,268							24,268
青年の海外派遣の資金に充てるため設置	青年海外派遣基金	16,218							16,218
国際交流の推進を図る事業の財源とするため設置	国際交流基金	249,067							249,067
市街地整備事業の財源とするため設置	市街地整備基金	414,156							414,156
青年起業家の育成を図る事業の財源とするため設置	青年起業家育成基金	26,995							26,995
都市計画法第32条の規定による開発行為の協議により受けた寄付金を適切に運用するため設置			開発行為に伴う公共施設整備基金	7,338					7,338
文教、福祉施設等建設資金に充当するため設置			文教、福祉施設等建設基金	214,434					214,434
文化センター等建設事業に充当するため設置			文化センター等建設事業基金	448,290					448,290
国民健康保険の診療報酬、療養費およびその他費用の準備金			国民健康保険診療報酬等支払準備基金	31,659			国民健康保険給付費支払準備基金	64	31,723

平成15年3月31日現在 単位:千円

目的・用途	相模原市		城山町		津久井町		相模湖町		合計
	名称	金額	名称	金額	名称	金額	名称	金額	
身体障害者福祉向上の事業資金の財源とするため設置					身体障害者福祉基金	31,640			31,640
公共施設整備の財源とするため設置					公共施設整備基金	151,065			151,065
活力と魅力ある地域文化の振興を図る文化振興事業に要する財源とするため設置					ふるさと文化振興基金	526,878			526,878
中道志川の清流を守る川のトラスト運動を展開し、流域振興及び活性化を図るための財源とするため設置					中道志川トラスト基金	6,927			6,927
道志ダム関連地域の振興を図るための財源とするため設置					道志ダム関連地域環境整備基金	31,547			31,547
宮ヶ瀬ダム道志導水路地域の青根地区における環境保全と地域活性化を図るための財源とするため設置					宮ヶ瀬ダム道志導水路環境整備基金	200,001			200,001
交通災害見舞金の事務を円滑かつ効率的に行うための財源とするため設置					交通災害基金	14,505			14,505
町有林を整備するため設置							町有林管理基金 (H15年度廃止)	20,959	20,959
町営住宅建設のため設置							町営住宅建設基金	28,018	28,018
義務教育施設を整備するため設置							義務教育施設整備費積立基金	41,745	41,745
ふるさと創生事業に充当するため設置			ふるさと創生事業基金	134,251			ふるさと創生事業基金	852	135,103
町民相互の協力による自主的な町づくり事業を推進するため設置							かおる文化とうるおいの町づくり基金	28,835	28,835
住民からの寄附を受け千木良公民館を建設するため設置							千木良公民館建設費積立基金	45,547	45,547
	合計	6,163,059	合計	2,229,354	合計	1,598,827	合計	336,561	10,327,801

(平成14年度決算書「財産に関する調書」ほか)

4. 基金

【定額資金運用基金】

平成15年3月31日現在 単位:千円

目的・使途	相模原市		城山町		津久井町		相模湖町		合計
	名称	金額	名称	金額	名称	金額	名称	金額	
公用もしくは公共用に供する土地または公共の利益のために取得する必要のある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るため設置	土地開発基金	3,580,000	土地開発基金	284,676	土地開発基金	615,505	土地開発基金	151,508	4,631,689
用品の集中購買を実施することにより、用品の取得及び管理に関する事務を円滑かつ効率的に行うため設置	用品調達基金	50,000							50,000
良好な都市環境の保全に寄与するために行う緑地保全事業を円滑かつ効率的に行うため設置	緑地保全基金	2,000,287							2,000,287
市民のコミュニティ活動を促進するための場としての広場用地をあらかじめ取得することにより、広場用地取得事業の円滑な執行を図るため設置	広場基金	2,000,000							2,000,000
市民文化の振興に寄与するために行う美術品、美術に関する資料その他これらに類するものの収集を円滑かつ効率的に行うため設置	美術品等収集基金	100,218							100,218
公共料金の支払事務を円滑かつ効率的に行うため設置	公共料金支払基金	300,000							300,000
高額療養費の支給を受けることが見込まれる者の属する世帯の世帯主に対し、高額医療費の支給を受けるまでの間、当該高額療養費の支給に係る療養に要する経費を支払うための資金を貸し付ける			国民健康保険高額療養費資金貸付基金	3,140			国民健康保険高額医療費資金貸付基金	3,000	6,140
高額療養費貸付に関する事務を円滑かつ効率的に行うために設置					高額療養費貸付基金	3,000			3,000
国民健康保険出産費資金貸付に関する事務を円滑に実施するために設置					国民健康保険出産費資金貸付基金	1,000			1,000
育英奨学資金の貸付に関する事務を円滑かつ効率的に行うために設置					育英奨学資金貸付基金	7,330			7,330
	合計	8,030,505	合計	287,816	合計	626,835	合計	154,508	9,099,664

(平成14年度決算書「財産に関する調書」ほか)

5. 地方債現在高

平成15年3月31日現在 単位:千円

区 分	相模原市	城 山 町	津久井町	相模湖町	合 計
普通会計	168,819,055	3,959,417	5,679,693	3,871,066	182,329,231
一般公共事業債	2,648,770	0	0	0	2,648,770
一般単独事業債	67,620,585	797,566	1,749,575	1,082,120	71,249,846
公営住宅建設事業債	9,223,444	67,007	44,681	0	9,335,132
義務教育施設整備事業債	17,464,458	806,630	1,410,467	1,530,279	21,211,834
厚生福祉施設整備事業債	23,699,864	656,257	4,878	240,189	24,601,188
その他普通債	12,453,646	86,029	686,399	313,464	13,539,538
減税補てん債等	35,708,288	1,545,928	1,783,693	705,014	39,742,923
上水道事業債	-	-	156,200	-	156,200
病院事業債	-	-	42,800	4,563	47,363
介護サービス施設整備事業債	451,474	-	-	-	451,474
下水道事業債	107,154,496	4,266,931	3,178,138	2,719,811	117,319,376
駐車場整備事業債	10,653,766	-	-	-	10,653,766
合 計	287,078,791	8,226,348	9,056,831	6,595,440	310,957,410

減税補てん債等は、減税補てん債、減収補てん債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、臨時税収補てん債、臨時財政対策債をいう。

(平成14年度地方財政状況調査ほか)

6. 債務負担行為

平成15年3月31日現在 単位:千円

区 分	相模原市	城 山 町	津久井町	相模湖町	合 計
土地の購入に係るもの	5,988,000	0	101,764	0	6,089,764
建造物の購入に係るもの	1,855,234	0	0	0	1,855,234
債務保証・損失補償に係るもの	54,607,302	99,000	765,360	310,579	55,782,241
その他	3,435,230	0	857,515	0	4,292,745
債務負担行為限度額	65,885,766	99,000	1,724,639	310,579	68,019,984

(平成14年度地方財政状況調査ほか)

財産区について

1 財産区制度の趣旨

財産区制度は、明治の大合併の推進のとき、関係町村間の特別な財産や所有状態の著しい不均衡が合併交渉を妨げたことから、合併後も旧町村単位で従来の財産を所有する権利を認められたことがその起源となっている。このように市制・町村制の施行の際、設置された財産区は、大部分が江戸時代以来の村、又はその一部で住民が入会利用している山林、田畑等を所有していたものであり、戦後、地方自治法の改正の中で明文化された。

この結果、財産区は、その所有する財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止につき、法律上独立の人格者たる能力（法人格）を持った特別地方公共団体となった。

財産区は、その成立した時期により、次の2つに大きく分けられる。

- ①旧財産区…明治 22 年の市制・町村制施行当時、既に市町村の一部が財産又は公の施設を所有していることを認めたもの。
- ②新財産区…市制・町村制の施行後に行われた町村合併の際（昭和28年施行町村合併促進法によるものなど）、旧町村が財産又は公の施設を所有していることを認めたもの。

2 財産区の業務等

- (1) 財産区は、所有する財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止を行う。
- (2) 財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止については、その住民の福祉を増進するとともに、財産区のある市町村との一体性をそこなわないように努めなければならない。

3 財産区の会計

- (1) 財産又は公の施設に関し特に要する経費（財産区議会の議員選挙に要する費用など）は、財産区の負担とする。
- (2) 財産区の収入及び支出については、市町村の会計と分別しなければならない。
※財産区の収支は明確にしておく必要があるため、市町村の会計と分別して経理することが要求されており、特別会計を設けることが適当である。（「地方自治小六法」注釈）

4 相模原・津久井地域における財産区の状況

相模原・津久井地域における財産区は、城山町に「川尻財産区」「中沢財産区」、津久井町に「三井財産区」「中野財産区」「串川財産区」「鳥屋財産区」「青野原財産区」「青根林野管理委員会」の合計8つの財産区等が設置されている。

城山町の財産区には財産区議会が、津久井町の財産区には財産区管理会が設置されている。

5 財産区の組織

区分	財産区議会	財産区管理会
設置根拠	地方自治法295条 財産等の管理処分が複雑なため、あるいは財産区と市町村との利害関係が必ずしも一致しないため等により、都道府県知事が必要であると認めるときに限り設置することができる固有の意思決定機関	地方自治法296条の2 財産区に財産区議会が設置されていない時に限り置くことができる任意設置機関
設置方法	知事が設置条例を提案し、市町村議会の議決により、市町村の条例で設置	①市町村条例の制定によって設置 ②市町村の廃置分合又は境界変更の際し財産処分に関する協議によって設置
条例又は協議書に規定する事項	財産区議会議員の定数、任期、選挙権、被選挙権及び選挙人名簿に関する事項	①管理会の同意を要する事項 ②財産区管理委員の選任、財産区管理会の運営その他財産区管理会に関し必要な事項
執行機関	市町村長が行う。	①市町村長が行う。 ②市町村長は、財産管理に関する事務の全部又は一部を財産区管理会の同意を得て管理会又は管理委員に委任できる。
議決機関	①財産区議会が行う。 ②財産区議会は、設置条例に定めるもののほかは、地方自治法の市町村の議会に関する規定が準用される。	①市町村議会が行う。 ②管理会は条例で定める重要なものについて同意を与える審議機関であるので、管理会の同意が得られない限り市町村議会の議決があっても執行できない。
監査機関	市町村の監査委員が行う。	①市町村の監査委員が行う。 ②管理会は財産区の事務の処理について監査できる。
議員又は委員	(身分) ①財産区議会の議員の選挙は、公職選挙法の市町村の議会の議員の選挙に関する規定を適用する。ただし、被選挙権の有無については、市町村の議会が決定する。 ②財産区議会の議員と当該市町村の議会の議員、市町村長、助役、収入役とは兼職できない。 (定員・任期) 条例で規定する。	(身分) ①公職選挙法の適用がないので、委員の資格・選任方法は任意 ②委員は非常勤であり、当該市町村の議会の議員、市町村長、助役、収入役とは兼職が可能 (定員・任期) 7人以内、4年

先進事例

■秋田市・河辺町・雄和町

【財産の取扱い】

合併時の河辺町および雄和町の財産および債務は、すべて秋田市に引き継ぐものとする。

ただし、財産区については、別途協議し取扱い方針を決定する。

【財産区の取扱い】

河辺町および雄和町の財産区については、合併までに、両町と財産区（管理組合等）において協定を締結し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 294 条第 1 項の規定に基づき財産区を廃止する。

■新潟市・黒埼町

黒埼町の財産（権利及び義務を含む。）及び公の施設は、すべて新潟市に引き継ぐものとする。

■豊田市・藤岡町・小原村・足助町・下山村・旭町・稲武町

- 1 各町村の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて豊田市に引継ぐものとする。
- 2 足助町及び稲武町の各財産区が所有する財産は、財産区有財産として豊田市に引継ぐものとする。

■岐阜市・羽島市・柳津町・笠松町・北方町・岐南町

羽島市、柳津町、笠松町、北方町及び岐南町の財産及び債務は、すべて岐阜市に引き継ぐものとする。

財産の取扱いに関する法令

○地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（市町村の廃置分合及び境界変更）

第 7 条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

（第 2 項から第 3 項 省略）

4 第 1 項及び前項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。

5 第 1 項、第 3 項及び前項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 6 項から第 7 項 省略）

（財産の管理及び処分）

第 237 条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

（第 2 項から第 3 項 省略）

（公有財産の範囲及び分類）

第 238 条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。

- (1) 不動産
- (2) 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機
- (3) 前 2 号に掲げる不動産及び動産の従物
- (4) 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利
- (5) 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利
- (6) 株券、社債券（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）、地方債及び国債その他これらに準ずる権利
- (7) 出資による権利
- (8) 不動産の信託の受益権

（第 2 項 省略）

3 公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。

4 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

(物品)

第239条 この法律において「物品」とは、普通地方公共団体の所有に属する動産で次の各号に掲げるもの以外のもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産(政令で定める動産を除く。)をいう。

- (1) 現金(現金に代えて納付される証券を含む。)
 - (2) 公有財産に属するもの
 - (3) 基金に属するもの
- (第2項から第5項 省略)

(債権)

第240条 この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

- 2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。
- (第3項から第4項 省略)

(基金)

第241条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

- 2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。
- (第3項から第8項 省略)

(地方債)

第230条 普通地方公共団体は、別に法律で定める場合において、予算の定めるところにより、地方債を起すことができる。

- 2 前項の場合において、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、予算でこれを定めなければならない。

(債務負担行為)

第214条 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかななければならない。

【財産区】

(財産区の意義及びその運営)

第 294 条 法律又はこれに基づく政令に特別の定があるものを除く外、市町村及び特別区の一部で財産を有し若しくは公の施設を設けているもの又は市町村及び特別区の廃置分合若しくは境界変更の場合におけるこの法律若しくはこれに基づく政令の定める財産処分に関する協議に基き市町村及び特別区の一部が財産を有し若しくは公の施設を設けるものとなるもの（これらを財産区という。）があるときは、その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止については、この法律中地方公共団体の財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止に関する規定による。

2 前項の財産又は公の施設に関し特に要する経費は、財産区の負担とする。

3 前 2 項の場合においては、地方公共団体は、財産区の収入及び支出については会計を分別しなければならない。

(財産区の議会又は総会の設置及びその権限)

第 295 条 財産区の財産又は公の施設に関し必要があると認めるときは、都道府県知事は、議会の議決を経て市町村又は特別区の条例を設定し、財産区の議会又は総会を設けて財産区に関し市町村又は特別区の議会の議決すべき事項を議決させることができる。

(財産区の議会又は総会の組織)

第 296 条 財産区の議会の議員の定数、任期、選挙権、被選挙権及び選挙人名簿に関する事項は、前条の条例中にこれを規定しなければならない。財産区の総会の組織に関する事項についても、また、同様とする。

2 前項に規定するものを除く外、財産区の議会の議員の選挙については、公職選挙法第 268 条の定めるところによる。

3 財産区の議会又は総会に関しては、第二編中町村の議会に関する規定を準用する。

(財産区管理会の設置及び組織)

第 296 条の 2 市町村及び特別区は、条例で、財産区に財産区管理会を置くことができる。但し、市町村及び特別区の廃置分合又は境界変更の場合において、この法律又はこれに基く政令の定める財産処分に関する協議により財産区を設けるときは、その協議により当該財産区に財産区管理会を置くことができる。

2 財産区管理会は、財産区管理委員 7 人以内を以てこれを組織する。

3 財産区管理委員は、非常勤とし、その任期は、4 年とする。

4 第 295 条の規定により財産区の議会又は総会を設ける場合においては、財産区管理会を置くことができない。

(財産区管理会の権能)

第 296 条の 3 市町村及び特別区の区長は、財産区の財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止で条例又は前条第 1 項但書に規定する協議で定める重要なものについては、財産区管理会の同意を得なければならない。

2 市町村長及び特別区の区長は、財産区の財産又は公の施設の管理に関する事務の全部又は一部を財産区管理会の同意を得て、財産区管理会又は財産区管理委員に委任することができる。

3 財産区管理会は、当該財産区の事務の処理について監査することができる。

(財産区管理会の運営等)

第 296 条の 4 前 2 条に定めるものを除く外、財産区管理委員の選任、財産区管理会の運営その他財産区管理会に関し必要な事項は、条例でこれを定める。但し、第 296 条の 2 第 1 項但書の規定により財産区管理会を置く場合においては、同項但書に規定する協議によりこれを定めることができる。

2 市町村長及び特別区の区長は、財産区管理会の同意を得て、条例で第 296 条の 2 第 1 項但書に規定する協議の内容を変更することができる。

(財産区運営の基本原則等)

第 296 条の 5 財産区は、その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止については、その住民の福祉を増進するとともに、財産区のある市町村又は特別区の一体性をそこなわないように努めなければならない。

(第 2 項から第 5 項 省略)

協議第10号

条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成16年7月8日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

相模原市の条例、規則等を適用するものとする。ただし、各種事務事業等の調整を踏まえて、必要に応じ規定の整理をするものとする。

編入合併の場合の条例、規則等の取扱いについて

- 1 編入されることとなる地方公共団体の法人格が消滅するため、当該団体の条例、規則等は失効する。編入する地方公共団体の法人格はそのまま存続するため、当該団体の条例、規則等は失効しない。
- 2 条例で定める必要のある税の不均一課税などの特例措置や編入されることとなる地方公共団体にある公の施設等について編入する地方公共団体の施設として設置することを合併協議会で定めた場合には条例、規則等の整備を行う必要がある。

※ 条例とは、地方公共団体が、法令の範囲内において制定する法規をいう。

条例によって制定しようとする内容は、地方公共団体の事務に属するものでなくてはならないし、法令に違反するものであってはならない。また、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがあるものを除くほか、条例で規定しなくてはならない。

条例の制定・改廃は、議会の議決によって成立するのが原則である。

※ 規則とは、地方公共団体の長が、地方自治法の規定に基づき、国の法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務について制定する法規をいう。また、地方公共団体の長のほか、教育委員会、公平委員会等の執行機関も、その権限に属する事務に関して、国の法令又は条例に違反しない限りにおいて、規則を制定することができる。

条例、規則等の現況比較

相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
例規集登載	例規集登載	例規集登載	例規集登載
条例 204本	条例 131本	条例 165本	条例 126本
規則 305本	規則 133本	規則 149本	規則 122本
その他（告示等） 170本	その他（告示等） 8本	その他（告示等） 33本	その他（告示等） 52本

先進事例

■秋田市・河辺町・雄和町

秋田市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業等の調整方針と関係する条例、規則等については、その調整を踏まえて所要の改正等を行うものとする。

■浜松市・浜北市・天竜市・舞阪町・雄踏町・細江町・引佐町・三ヶ日町・春野町・佐久間町・水窪町・龍山村

条例、規則等については、合併協議会の協議結果に基づき、浜松市の条例、規則等に所要の改正を加え、又は新たに制定するものとする。

■豊田市・藤岡町・小原村・足助町・下山村・旭町・稲武町

- 1 豊田市の条例・規則等を適用する。
- 2 各種事務事業の調整方針と関係する条例・規則等については、その調整方針を踏まえて規定の整理を行うものとする。

■岐阜市・羽島市・柳津町・笠松町・北方町・岐南町

岐阜市の条例・規則等を適用するものとする。ただし、各種事務事業等の調整方針と関係する条例・規則等については、その調整を踏まえて規定の整理を行うものとする。

条例、規則等の取扱いに関する法令

○地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

第 2 条 地方公共団体は、法人とする。

2 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。

（第 3 項から第 1 7 項 省略）

（条例の制定及び罰則）

第 14 条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第 2 条第 2 項の事務に関し、条例を制定することができる。

2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

（第 3 項 省略）

（規則）

第 15 条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。

（第 2 項 省略）

協議第 11 号

事務組織及び機構の取扱いについて

事務組織及び機構の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成 16 年 7 月 8 日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

- 1 城山町、津久井町及び相模湖町の各役場は、合併前の各役場における住民サービスを確保し、地域の拠点として、窓口業務をはじめ、まちづくりや産業振興を支援する機能を持つ、総合的な事務所とする。
- 2 城山町、津久井町及び相模湖町の出先機関は、住民サービスの低下を招くことがなく、地域の特色を生かせる機能を持つ組織とする。
- 3 城山町、津久井町及び相模湖町に設置されている附属機関は、相模原市の同種の附属機関に統合するものとする。ただし、城山町、津久井町及び相模湖町の地域性から設置されている附属機関は、現行のまま相模原市に引き継ぐものとする。

事務組織及び機構の取扱いについて

1 事務組織及び機構について

新市の事務組織及び機構の設置については、新市の市長又は市長職務執行者が行うことになるが、組織の構築については、合併関係市町村間で十分な協議を行った上で、合併後の事務の執行に支障がないよう配慮し、効率的な事務処理ができるよう準備が必要となる。

編入合併の場合、新市の組織や機構が編入される市町村の事務に対応できるよう必要に応じて機構改革を行い円滑な事務引継ぎが求められる。

先進事例を見ると、合併協議で新市の事務組織及び機構についての整備方針を決めておき、具体的には専門部会などで新市の業務内容を明確にした上で、具体的な事務組織及び機構について検討しているケースがある。

2 本庁組織について

新市の部（課）の設置については、地方自治法第158条第1項の規定に基づき条例で定める。組織の編成の際は、自治体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものになるよう配慮することとされている。

3 出先機関について

合併にあたり本庁と支所等の扱いについては、その設置、位置、名称、機構、業務内容、所管区域等について合併関係市町村間で十分な協議を行い、支所又は出張所の位置、名称及び所管区域について、地方自治法第155条第2項の規定に基づき条例で定める。

新市の市役所と支所又は出張所で、合併前の市町村の行政サービスの維持のため、旧市役所（役場）を「総合事務所」と位置付け、複合的な出先機関としているケースがある。

4 附属機関について

合併後の行政組織に関連して、附属機関についても統廃合の必要が生じるため、合併関係市町村間で十分な協議が必要となる。

編入合併の場合、原則として編入される市町村の附属機関はすべて廃止される。ただし、編入される地域固有の附属機関として存続する必要がある場合は、新市において新たに設置する必要がある。

事務組織及び機構の整備方針

1 基本方針

- (1) 合併後の事務組織及び機構については、住民福祉の向上を目指して、城山町、津久井町及び相模湖町の役場・支所等の機能を考慮するものとする。
- (2) 地域住民とのパートナーシップの観点から、それぞれの地域が有する個性や特徴を活かした「まちづくり」の推進を図るものとする。
- (3) 1市3町の管理部門その他の部門における政策企画の立案、内部管理に関する業務等を統合し、行財政運営の効率化を図るものとする。

2 個別方針

行政の機能を次の3つに分類し、基本方針を踏まえ、合併後の本庁の組織、出先機関などについて、整備を図るものとする。

区分	内容	具体例
政策企画内部 管理機能	企画、人事、財政等の全体にかかる政策企画、総合的な管理調整などに関する事務を行う。	<ul style="list-style-type: none">・ 政策、施策の企画立案など総合計画、都市計画等の策定事務・ 予算編成、人事など内部管理事務・ 環境対策、廃棄物処理、幹線道路の整備など広域的・統一的な処理が必要な事務・ その他総合的な調整に関する事務
まちづくり 支援機能	良好な地域の維持・発展に取り組むとともに、住民と協働し、地域自治の核となる行政サービスの提供を行う。	<ul style="list-style-type: none">・ 地域産業の振興、地域独自のイベントの企画・運営、地区計画の策定など特色あるまちづくりに関する事務・ 地域の歴史、文化の保存・継承など地域特性の活用に関する事務・ 自治会活動等の支援など地域コミュニティの支援に関する事務・ 自主防災組織の育成・支援など地域防災活動の推進に関する事務
住民サービス 提供機能	身近な住民サービスの提供を行う。	<ul style="list-style-type: none">・ 各種申請、届出の受理、証明書の発行に関する事務・ 税等の収納に関する事務・ 広聴、市民相談・ 保健、福祉に関する事務・ 就学、教育相談・ 地域特有の事務

(1) 本庁組織

相模原市の本庁機能を基本として、城山町、津久井町及び相模湖町の「政策企画内部管理機能」を統合するものとする。

(2) 出先機関

現在の城山町、津久井町及び相模湖町の役場については、政策企画内部管理業務を除き、「まちづくり支援機能」と「住民サービス提供機能」を担う組織とするものとする。

現在の城山町、津久井町及び相模湖町の出先機関については、住民サービスの低下を招くことがないよう、その機能を維持する。

(3) 附属機関

附属機関については、それぞれの所掌事務等を十分に考慮し、同種のものとは統合するものとする。ただし、地域性などから設置する必要があるものは、現行のまま引き継ぐものとする。

(4) 関連行政機関

津久井地域において神奈川県が行っている行政サービスのうち、新市が行うものについては、現行のサービス内容を踏まえ、住民サービスの効果的、効率的な提供の観点から必要な組織の設置に関し、県と協議を行うものとする。

事務組織の現況比較

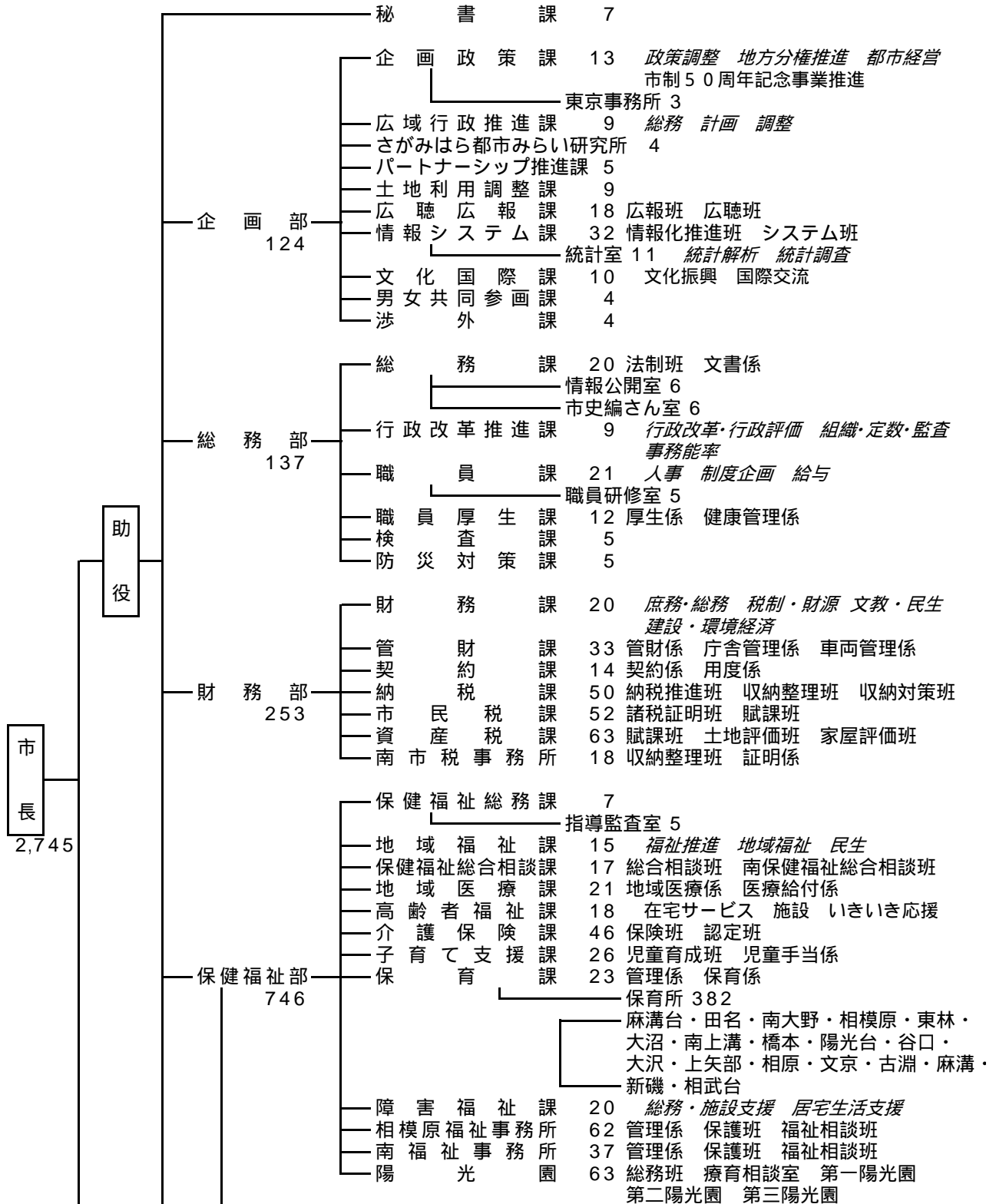
相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
<p style="text-align: center;">(平成16年4月1日現在)</p> <p>別添組織図のとおり</p> <p>市長部局</p> <p>秘書課</p> <p>企画部 (企画政策課始め10課2室)</p> <p>総務部 (総務課始め6課3室)</p> <p>財務部 (財務課始め7課)</p> <p>保健福祉部 (保健福祉総務課始め12課1室)</p> <p>保健所 (地域保健課始め5課)</p> <p>市民部 (市民生活課始め18課1室)</p> <p>経済部 (産業振興課始め4課1室)</p> <p>環境保全部 (環境対策課始め4課1室)</p> <p>環境事業部 (清掃総務課始め11課)</p> <p>都市部 (都市計画課始め8課)</p> <p>建築部 (建築総務課始め5課)</p> <p>土木部 (土木計画課始め8課3室)</p> <p>会計課</p> <p>議会事務局 (庶務課始め2課)</p> <p>教育委員会</p> <p>管理部 (教育総務課始め4課)</p> <p>学校教育部 (指導課始め4課)</p> <p>生涯学習部 (生涯学習課始め8課1室)</p>	<p style="text-align: center;">(平成16年4月1日現在)</p> <p>別添組織図のとおり</p> <p>町長部局</p> <p>総務部 (政策秘書課始め5課)</p> <p>民生環境部 (町民課始め5課)</p> <p>建設経済部 (都市計画課始め4課)</p> <p>議会部局</p> <p>議会事務局</p> <p>教育委員会部局</p> <p>教育部 (教育総務課始め2課)</p> <p>監査委員部局</p> <p>監査委員事務局</p> <p>選挙管理委員会</p> <p>農業委員会</p> <p>固定資産評価審査委員会</p> <p>以上4部20課</p>	<p style="text-align: center;">(平成16年4月1日現在)</p> <p>別添組織図のとおり</p> <p>町長部局</p> <p>合併対策室</p> <p>企画政策室</p> <p>総務課</p> <p>財務課</p> <p>税務課</p> <p>防災課</p> <p>町民課</p> <p>契約検査課</p> <p>健康福祉課</p> <p>保険年金課</p> <p>青根診療所</p> <p>児童福祉課</p> <p>中野保育所</p> <p>中央保育所</p> <p>串川保育所</p> <p>串川東部保育所</p> <p>青野原保育所</p> <p>烏屋児童保育園</p> <p>青根児童保育園</p> <p>都市計画課</p> <p>産業経済課</p> <p>環境課</p> <p>建設課</p> <p>上下水道課</p>	<p style="text-align: center;">(平成16年4月1日現在)</p> <p>別添組織図のとおり</p> <p>町長部局</p> <p>企画財政課</p> <p>総務課</p> <p>合併推進課</p> <p>税務課</p> <p>町民課</p> <p>国保診療所</p> <p>健康福祉課</p> <p>こども課</p> <p>産業環境課</p> <p>都市整備課</p> <p>下水道課</p> <p>会計課</p> <p>教育長部局</p> <p>教育総務課</p> <p>生涯学習課</p> <p>選挙管理委員会事務局</p> <p>農業委員会事務局</p> <p>議会事務局</p> <p>監査委員事務局</p> <p>以上0部18課</p>

相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
<p>選挙管理委員会事務局 公平委員会事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局 固定資産評価審査委員会</p> <p>消防 消防本部（消防総務課始め6課） 消防署（相模原消防署警備課始め6課）</p> <p>以上20部131課13課内室</p>		<p>串川支所 鳥屋支所 青野原支所 青根支所 中央出張所 会計課</p> <p>教育委員会 教育総務課 生涯学習課 生涯学習センター 学校給食センター 教育研究所</p> <p>議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局</p> <p>以上0部39課</p>	

相模原市行政機構図

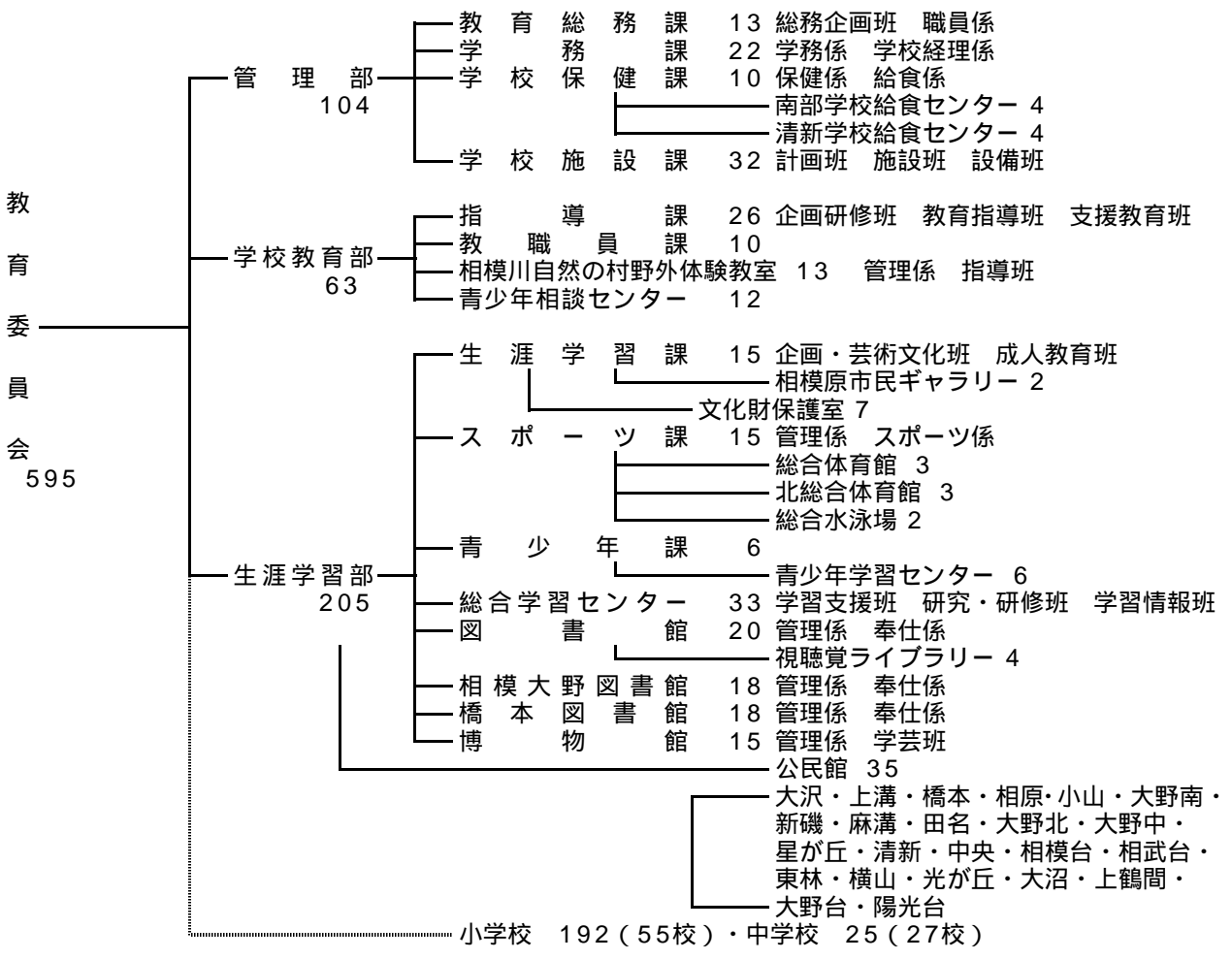
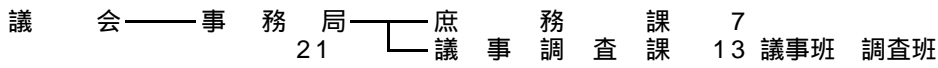
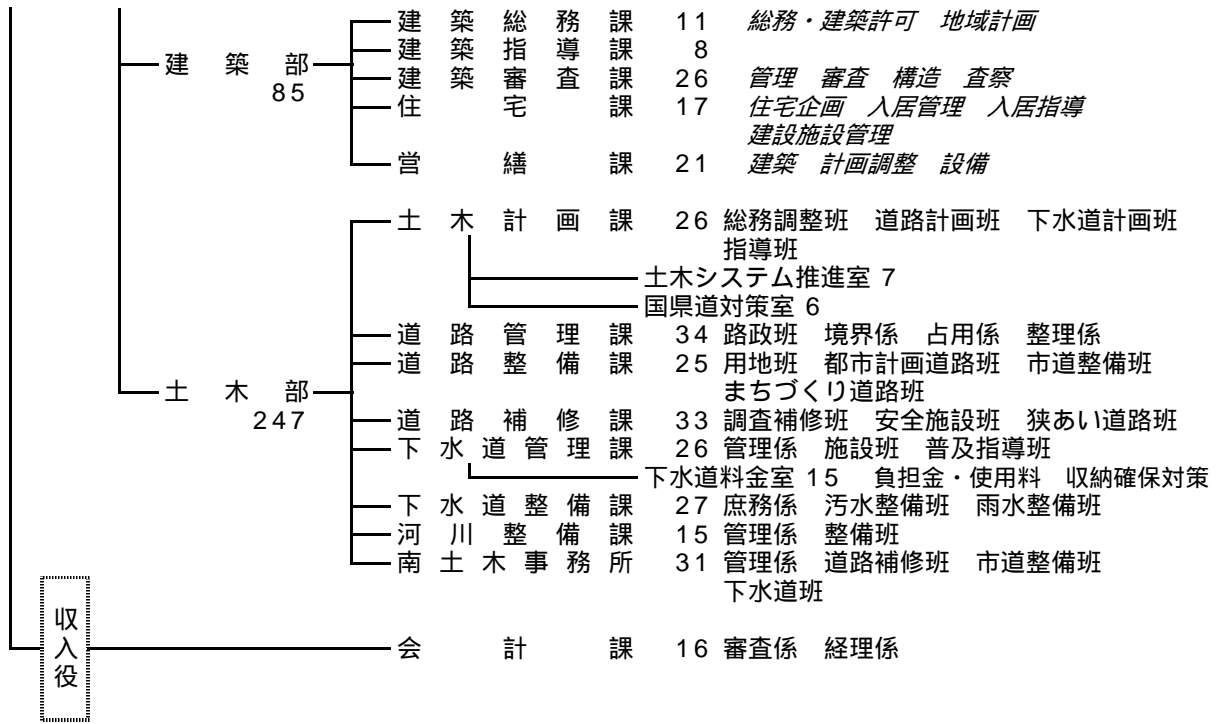
(平成16年4月1日現在)
 はチームまたはグループ
 *チームは斜体文字

面積 90.41 km²
 総人口 620,599 人
 世帯数 252,039 世帯

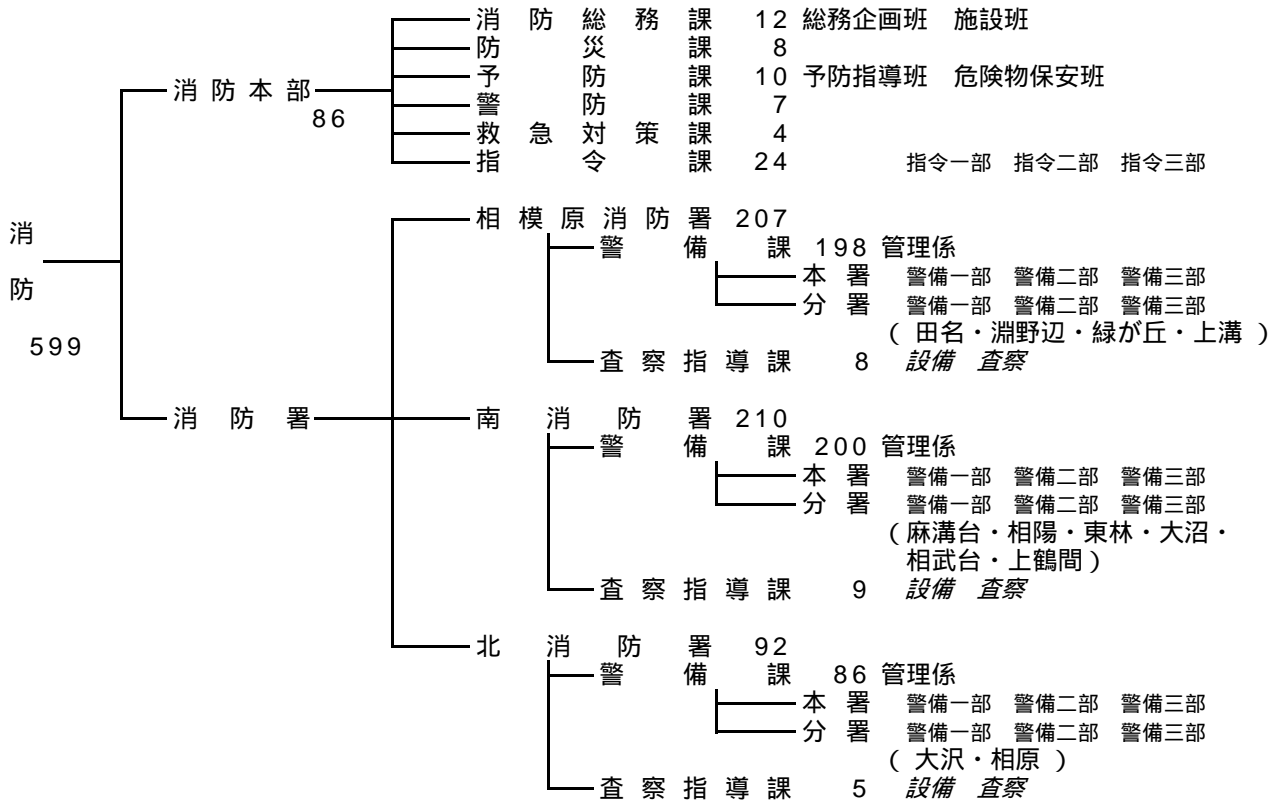


助
役

保健所 167	保健予防課	31	母子保健企画班 感染症予防班 精神保健・難病対策班
	生活衛生課	25	食品衛生班 環境衛生班
	衛生試験所	10	
	中央保健センター	59	保健指導班 母子保健班 在宅保健班 南保健指導班
市民部 276	市民生活課	13	齋場 4 市民相談室 8
	戸籍住民課	53	調整 戸籍 住民基本台帳 外国人登録 住居表示
	国民健康保険課	48	企画給付班 賦課係 収納班
	国民年金課	10	
	交通・地域安全課	9	交通 防犯
	消費生活課	5	啓発 計量 相模原消費生活センター 2 北消費生活センター
	橋本出張所	14	
	大野北出張所	12	
	大野中出張所	15	
	大野南出張所	18	
	大沢出張所	7	
	田名出張所	7	
	上溝出張所	7	
	麻溝出張所	6	
新磯出張所	6		
相模台出張所	12		
相武台出張所	6		
東林出張所	11		
経済部 64	産業振興課	14	
	商業観光課	22	商業振興班 観光振興班 相模川自然の村
	勤労福祉課	4	
	農政課	15	農政 農産 農地整備 新都市農業推進室 5
環境保全部 68	環境対策課	7	ISO推進室 4
	環境保全課	20	規制指導班 環境検査係
	みどり対策課	13	みどりの基本計画推進 相模川計画推進
	公園課	22	計画・制度 管理 維持補修 整備
環境事業部 407	清掃総務課	8	
	廃棄物指導課	11	
	ごみ減量推進課	12	ごみ減量班 リサイクル班
	事業系ごみ対策課	7	
	清掃施設課	16	施設計画 南清掃工場建替 一般廃棄物最終処分場整備
	東清掃事業所	18	管理係 業務係
	南清掃工場	57	管理係 施設係 操作係 処分地係
	北清掃工場	39	管理係 施設係 粗大ごみ処理係
	麻溝台収集事務所	106	管理係 収集第一係 収集第二係 収集第三係
	橋本台収集事務所	100	管理係 収集第一係 収集第二係 収集第三係
相模台収集事務所	30	管理係 収集係	
都市部 97	都市計画課	12	
	都市交通計画課	11	交通計画 バス交通対策
	開発指導課	7	
	開発審査課	16	庶務・開発審査会 市街化区域 市街化調整区域
	都市整備課	15	まちづくり推進班 麻溝台・新磯野整備班
	駐車場対策課	12	自動車駐車場 自転車対策
	相模大野駅周辺整備事務所	13	事業計画班 施設整備班
小田急相模原駅周辺整備事務所	8		



選挙管理委員会	事務局	13	
公平委員会	事務局	12	随時監査 定期監査
監査委員会	事務局	10	庶務 農地
農業委員会	事務局	10	
固定資産評価審査委員会			



部局別組織数及び職員定数

部局別	組織数					職員定数
	部	課	課内室	係 (グループを含む)	班	
市長事務部局	12	100	12	83	66	2,745
議会事務部局	1	2			2	21
教育委員会	3	16	1	46	14	595
選挙管理委員会事務局	1					13
公平委員会事務局		1				(5)
監査委員事務局	1					12
農業委員会事務局	1					10
固定資産評価審査委員会						(2)
消防	1	12		15	7	599
合計	20	131	13	144	89	3,995

()については、市長事務部局の職員が併任

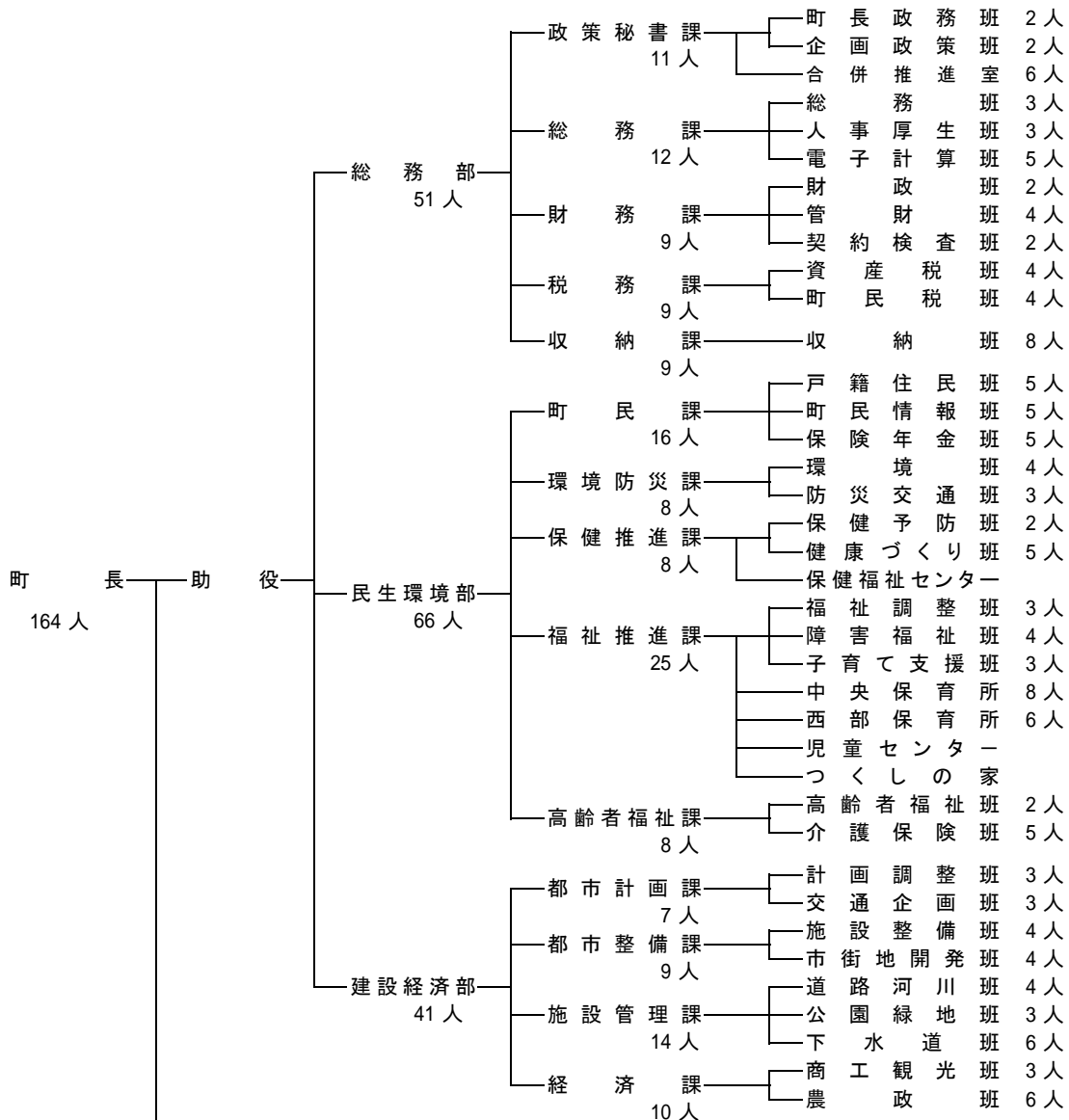
助役の事務分担

山口助役	秘書課、企画部、総務部、財務部、保健福祉部、市民部及び会計課に属する事務並びに議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会との連絡に関する事務
加山助役	経済部、環境保全部、環境事業部、都市部、建築部、土木部及び消防本部に属する事務並びに農業委員会との連絡に関する事務

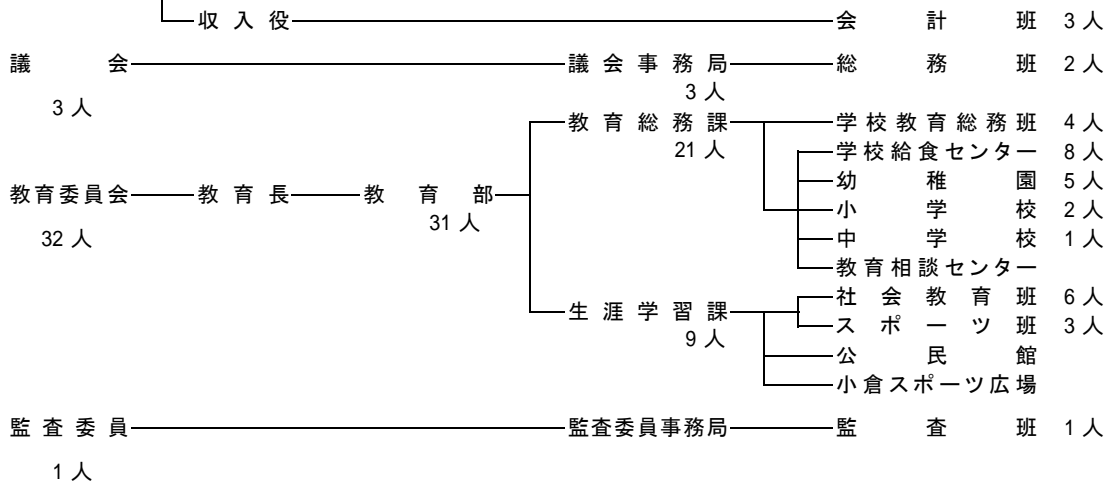
城山町行政機構図

平成16年4月1日現在

200人（特別職3人含む）



※ 国道対策部長 人

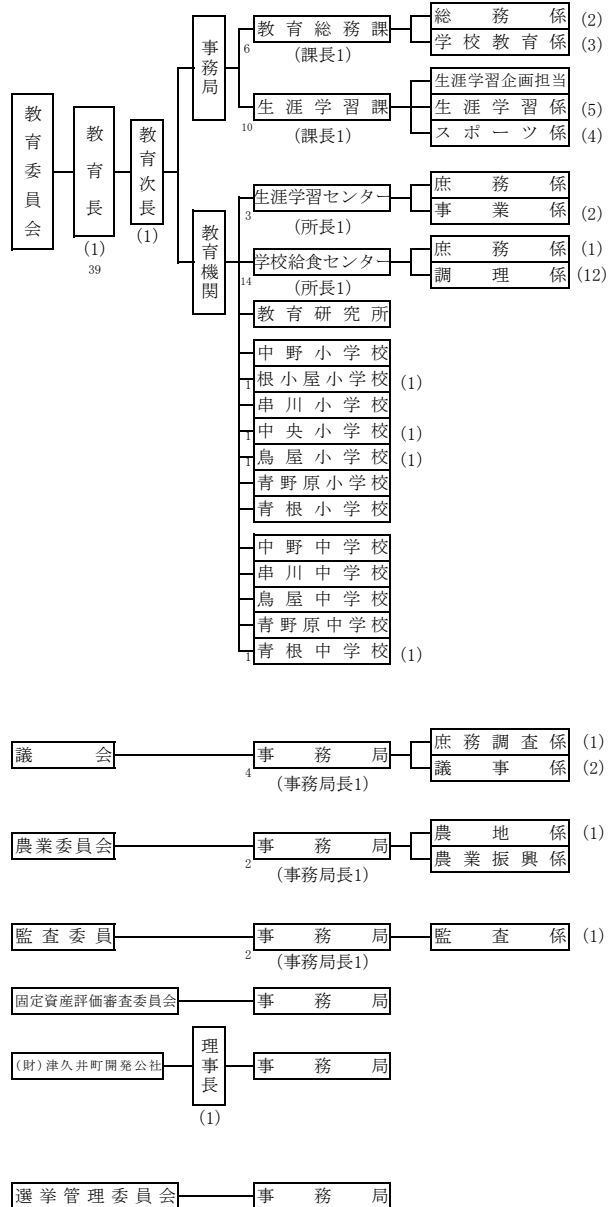
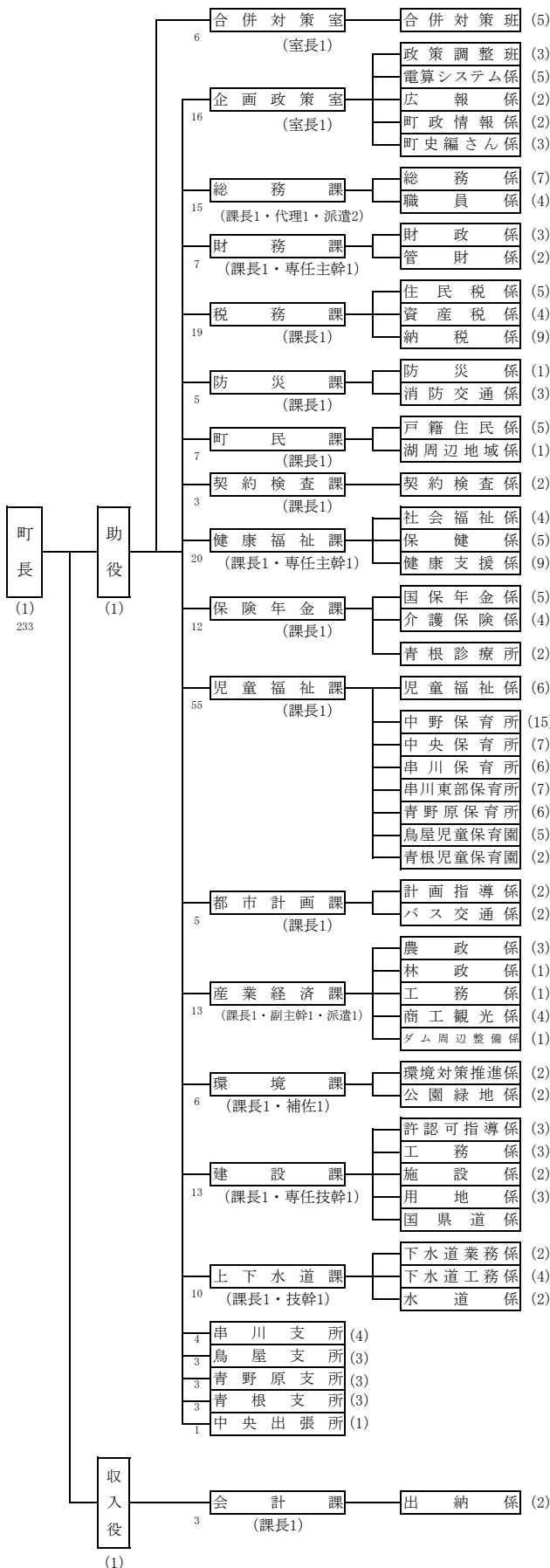


- 選挙管理委員会 ————— 事務担当: 総務部総務課
- 固定資産評価審査委員会 ——— 事務担当: 総務部収納課
- 農業委員会 ————— 事務局: 建設経済部経済課

津久井町行政組織図

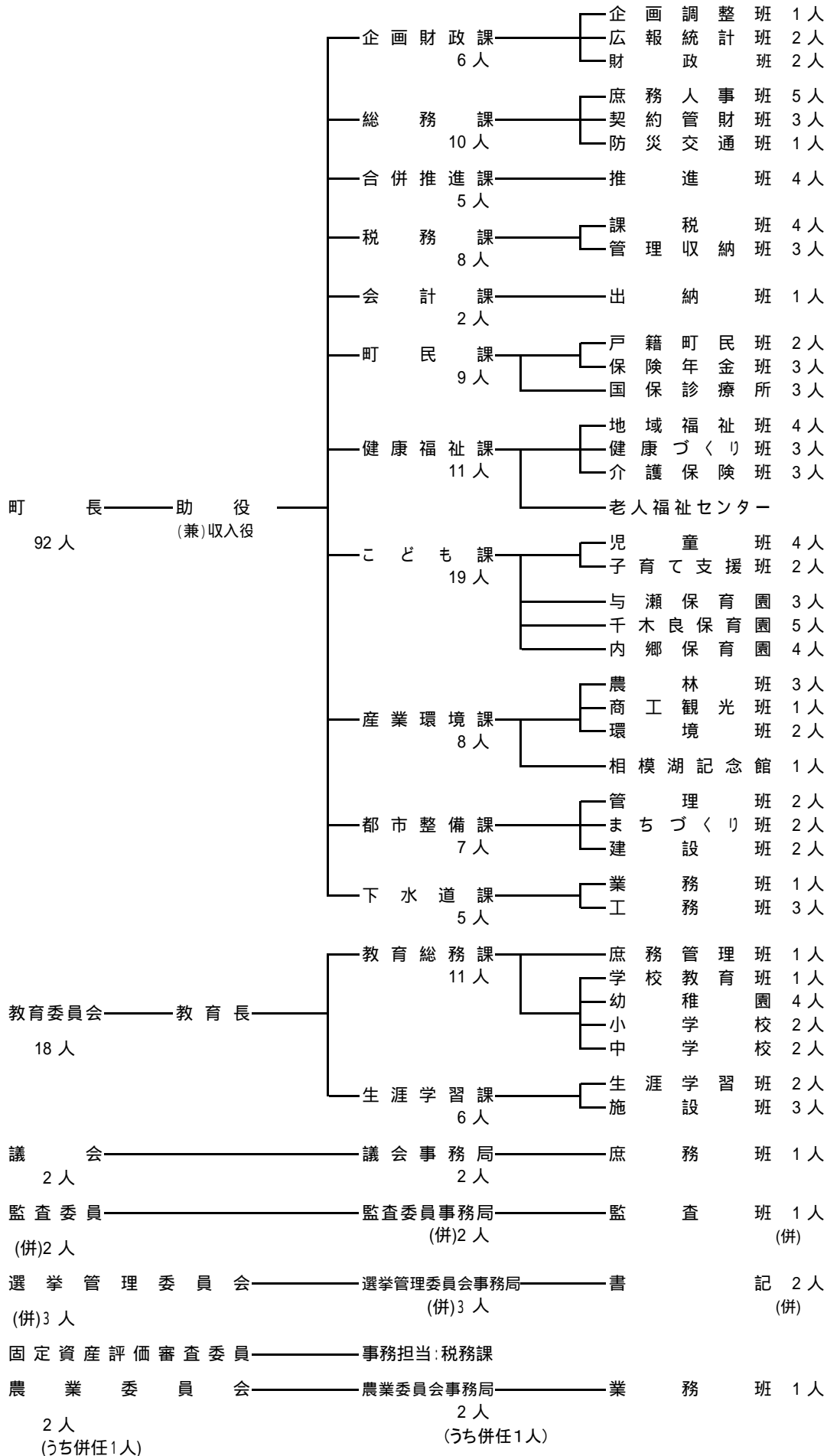
平成16年4月1日現在職員数

一般職（教育長除く） 276人
特別職（教育長含む） 4人



相模湖町行政組織図

平成16年4月1日現在
職員数 113人(特別職2人を含む)



附属機関の現況比較

相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
相模原市表彰審査委員会 ○委員の数 15人以内 ○委員任期 1年		津久井町表彰審査委員会 ○委員の数 7人以内 ○委員任期 2年	相模湖町表彰審査会 ○委員の数 10人 ○委員任期 -
相模原市総合計画審議会 ○委員の数 25人以内 ○委員任期 当該諮問に係る審議が終了するまで	城山町総合計画審議会 ○委員の数 10人 ○委員任期 2年	津久井町総合計画審議会 ○委員の数 20人以内 ○委員任期 2年	相模湖町総合計画審議会 ○委員の数 10人 ○委員任期 2年
相模原市米軍提供施設跡地利用対策審議会 ○委員の数 10人 ○委員任期 当該諮問に係る審議が終了するまで			
相模原市情報公開審査会 ○委員の数 5人以内 ○委員任期 2年	城山町情報公開審査会 ○委員の数 5人以内 ○委員任期 3年		
相模原市個人情報保護審議会 ○委員の数 10人以内 ○委員任期 2年	城山町個人情報保護審議会 ○委員の数 7人以内 ○委員任期 3年	津久井町情報公開・個人情報保護審議会 ○委員の数 10人以内 ○委員任期 2年	
相模原市個人情報保護審査会 ○委員の数 5人以内 ○委員任期 2年	城山町個人情報保護審査会 ○委員の数 5人以内 ○委員任期 3年	津久井町情報公開・個人情報保護審査会 ○委員の数 5人以内 ○委員任期 2年	相模湖町情報公開・個人情報保護委員会 ○委員の数 7人 ○委員任期 2年
相模原市市史編さん審議会 ○委員の数 10人以内 ○委員任期 2年			
相模原市特別職報酬等審議会 ○委員の数 10人以内 ○委員任期 1年	城山町特別職報酬等審議会 ○委員の数 7人 ○委員任期 必要時に任命終了解任	津久井町特別職報酬等審議会 ○委員の数 7人 ○委員任期 審議終了まで	相模湖町特別職報酬等審議会 ○委員の数 7人 ○委員任期 -
相模原市公務災害補償等審査会 ○委員の数 3人以内 ○委員任期 3年	城山町公務災害補償等審査会 ○委員の数 3人 ○委員任期 3年		相模湖町公務災害補償等審査会 ○委員の数 3人 ○委員任期 3年
	城山町公務災害補償等認定委員会 ○委員の数 5人 ○委員任期 3年		

相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
相模原市防災会議 ○委員の数 50人以内 ○委員任期 職の在任期間	城山町防災会議 ○委員の数 15人以内 ○委員任期 2年		相模湖町防災会議 ○委員の数 17人 ○委員任期 2年
相模原市不動産評価委員会 ○委員の数 5人以内 ○委員任期 2年			
相模原市社会福祉審議会 ○委員の数 50人以内 ○委員任期 2年			
民生委員推薦会 ○委員の数 14人 ○委員任期 3年	城山町民生委員推薦会 ○委員の数 7人 ○委員任期 3年	津久井町民生委員推薦会 ○委員の数 14人以内 ○委員任期 3年	相模湖町民生委員推薦会 ○委員の数 14人 ○委員任期 3年
相模原市地域保健医療審議会 ○委員の数 20人以内 ○委員任期 2年			
相模原市介護認定審査会 ○委員の数 150人以内 ○委員任期 2年	城山町介護認定審査会 ○委員の数 8人以内 ○委員任期 2年	津久井町介護認定審査会 ○委員の数 9人以内 ○委員任期 2年	相模湖町藤野町介護認定審査会 ○委員の数 7人 ○委員任期 2年
相模原市墓地等紛争調停委員会 ○委員の数 3人以内 ○委員任期 2年			
相模原市結核診査協議会 ○委員の数 5人 ○委員任期 2年			
相模原市感染症診査協議会 ○委員の数 6人以内 ○委員任期 2年			
相模原市住居表示審議会 ○委員の数 20人以内 ○委員任期 2年	城山町住居表示審議会 ○委員の数 20人以内 ○委員任期 2年		
相模原市国民健康保険運営協議会 ○委員の数 13人 ○委員任期 2年	城山町国民健康保険運営協議会 ○委員の数 6人 ○委員任期 2年	津久井町国民健康保険運営協議会 ○委員の数 12人 ○委員任期 2年	相模湖町国民健康保険運営協議会 ○委員の数 6人 ○委員任期 2年

相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
相模原市駐留軍関係離職者等対策協議会 ○委員の数 20人以内 ○委員任期 1年			
			相模湖町町有林管理審議会 ○委員の数 8人 ○委員任期 4年
相模原市環境審議会 ○委員の数 20人以内 ○委員任期 2年	城山町環境審議会 ○委員の数 15人以内 ○委員任期 2年	津久井町環境審議会 ○委員の数 15人以内 ○委員任期 2年	
相模原市廃棄物減量等推進審議会 ○委員の数 20人以内 ○委員任期 2年			
相模原市都市計画審議会 ○委員の数 20人以内 ○委員任期 2年	城山町都市計画審議会 ○委員の数 10人以内 ○委員任期 2年	津久井町都市計画審議会 ○委員の数 15人 ○委員任期 2年	相模湖町都市計画審議会 ○委員の数 10人 ○委員任期 2年
相模原市開発審査会 ○委員の数 5人 ○委員任期 2年			
相模原市建築審査会 ○委員の数 5人 ○委員任期 2年			
相模原市屋外広告物審議会 ○委員の数 7人以内 ○委員任期 2年			
相模原市ホテル等建築審議会 ○委員の数 7人以内 ○委員任期 2年			
相模原市建築紛争調停委員会 ○委員の数 6人以内 ○委員任期 2年			
相模原市住宅審議会 ○委員の数 6人以内 ○委員任期 2年			

相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
相模原市下水道事業審議会 ○委員の数 15人以内 ○委員任期 2年	城山町下水道運営審議会 ○委員の数 7人以内 ○委員任期 2年	津久井町下水道審議会 ○委員の数 11人 ○委員任期 2年	相模湖町下水道審議会 ○委員の数 10人 ○委員任期 2年
相模原市児童生徒災害見舞金審査委員会 ○委員の数 10人以内 ○委員任期 2年			
	城山町立学校給食センター運営委員会 ○委員の数 17人以内 ○委員任期 2年		
相模原市社会教育委員 ○委員の数 15人以内 ○委員任期 2年	城山町社会教育委員 ○委員の数 13人以内 ○委員任期 2年	津久井町社会教育委員会 ○委員の数 13人 ○委員任期 2年	相模湖町社会教育委員 ○委員の数 13人 ○委員任期 2年
	城山町立公民館運営審議会 ○委員の数 10人以内 ○委員任期 2年	津久井町公民館運営審議会 ○委員の数 13人 ○委員任期 2年	相模湖町公民館運営委員会 ○委員の数 10人 ○委員任期 2年
相模原市文化財保護審議会 ○委員の数 10人以内 ○委員任期 2年	城山町文化財保護委員 ○委員の数 6人 ○委員任期 2年	津久井町文化財保護委員会 ○委員の数 6人 ○委員任期 2年	相模湖町文化財保護委員会 ○委員の数 6人 ○委員任期 2年
相模原市スポーツ振興審議会 ○委員の数 10人以内 ○委員任期 2年	城山町スポーツ振興審議会 ○委員の数 5人 ○委員任期 2年	津久井町スポーツ振興審議会 ○委員の数 5人 ○委員任期 2年	
相模原市青少年問題協議会 ○委員の数 20人以内 ○委員任期 2年	城山町青少年問題協議会 ○委員の数 13人以内 ○委員任期 2年	津久井町青少年問題協議会 ○委員の数 15人以内 ○委員任期 2年	相模湖町青少年問題協議会 ○委員の数 17人 ○委員任期 2年
相模原市立図書館協議会 ○委員の数 6人 ○委員任期 2年			
相模原市立博物館協議会 ○委員の数 10人以内 ○委員任期 2年			
相模原市消防賞慰金審査委員会 ○委員の数 8人以内 ○委員任期 当該諮問に係る審議が終了するまで			

先進事例

■秋田市・河辺町・雄和町

- 1 現在の河辺町役場および雄和町役場は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 155 条第 1 項の規定に基づく出先機関とする。
- 2 出先機関の組織については、合併時の特殊事情に鑑み、住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し、段階的に再編、見直しを図る。また、住民生活に直接影響を与えない管理部門は早期に統合する。
- 3 附属機関については、各種事務事業の調整協議の内容を踏まえ、所要の措置を行うものとする。

■岐阜市・羽島市・柳津町・笠松町・北方町・岐南町

- 1 羽島市役所並びに柳津町役場、笠松町役場、北方町役場及び岐南町役場地域自治組織の事務所とし、羽島市の足近出張所、小熊出張所、正木出張所、江吉良出張所、福寿出張所、堀津出張所、上中出張所、下中出張所及び桑原出張所、柳津町の佐波支所並びに笠松町の松枝支所及び下羽栗支所は、当該事務所の下部機関とするものとする。
- 2 事務所の名称は、(仮称) 地域振興事務所とするものとする。
- 3 事務所の組織は、効率的な運営を図るために管理部門は統合するものの、窓口業務等住民サービスの低下を招くことなく、地域住民の自治を支援し、地域の特色を生かせる機能を持つ組織とするものとする。
- 4 事務所の所掌事務は、次の事務となるよう配慮して調整するものとする。
 - (1) 地域文化、地域コミュニティなどの地域個性を発展させるための事務
 - (2) 住民生活に急激な変化を生じさせないための事務
 - (3) 住民サービスのさらなる向上のための事務
 - (4) その他上記の事務を執行するために必要な事務

同種の附属機関等については、原則として統合するものとする。ただし、統合の方法については、岐阜市の附属機関等にあわせるものとする。

また、羽島市、柳津町、笠松町、北方町及び岐南町に独自に置かれている附属機関等については、実態等を考慮し整備するものとする。

なお、各委員の構成等については、適切な措置を講じるものとする。

■長崎市・香焼町・伊王島町・野母崎町・外海町・三和町

香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、外海町及び三和町の区域をそれぞれ所管区域とする地方自治法第155条第1項に規定する支所を設置するものとし、外海町の黒埼支所及び池島支所及び野母崎町の高浜連絡員事務所、脇岬連絡員事務所及び樺島連絡員事務所は、支所の内部組織とする。

なお、基本的な考え方は次のとおりとする。

- 1 支所の名称は（仮称）行政センターとする。
- 2 （仮称）行政センターの組織については、次の方針により整備する。
 - （1） 窓口業務は、住民サービスの低下を来すことがないように配慮する。
 - （2） 地域に密着する事務その他地域振興に資する事務については、住民生活への影響に配慮して調整する。
 - （3） 事務が重複する管理部門等については、原則として本庁へ統合する。
 - （4） 組織体制は、事務量に応じて柔軟に対応する。
 - （5） 組織体制及び所掌事務については、合併後適当な時期に見直しを行う。
- 3 （仮称）行政センターに所長を置く。所長は、原則として長崎市事務決裁規程に規定する共通専決事項の課長の専決区分を専決することができるものとする。なお、細部については、今後調整を行うものとする。

合併に伴い廃止される香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、外海町及び三和町に置かれている附属機関等については、原則として長崎市の同種の附属機関等に統合するものとし、合併後の附属機関等の委員構成については、必要に応じて適切な措置を講ずる。

なお、6町の地域性から独自に設置されている附属機関等のうち、合併後も継続して設置する必要があるものについては、長崎市の附属機関等として引き継ぐものとする。

■鹿児島市・吉田町・桜島町・喜入町・松元町・郡山町

- 1 5町の役場は、支所とする。
- 2 合併時の支所の組織については、住民サービスに急激な変化を来すことのないよう配慮するものとする。
- 3 附属機関については、各種事務事業の調整協議の内容を踏まえ、所要の措置を行うものとする。

事務組織及び機構の取扱いに関する法令

○地方自治法（昭和22年法律第67号）

（執行機関の組織の原則）

第138条の3 普通地方公共団体の執行機関の組織は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によつて、系統的にこれを構成しなければならない。

2 普通地方公共団体の執行機関は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の執行機関相互の間にその権限につき疑義が生じたときは、これを調整するように努めなければならない。

（委員会・委員及び附属機関の設置）

第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

（支庁・地方事務所・支所等の設置）

第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあつては支庁（道にあつては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあつては支所又は出張所を設けることができる。

2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

3 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

(内部組織の設置)

第158条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。

2 普通地方公共団体の長は、前項の内部組織の編成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、第1項の条例を制定し又は改廃したときは、遅滞なく、その要旨その他の総務省令で定める事項について、都道府県にあつては総務大臣、市町村にあつては都道府県知事に届け出なければならない。

報告第13号

事務事業項目について

事務事業項目について、次のとおり報告する。

平成16年7月8日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

事務事業の項目数

(平成16年6月24日現在)

専門部会	事務事業区分	数
企画	企画政策	6
	東京事務所	1
	パートナーシップ推進	3
	土地利用調整	7
	広聴広報	17
	情報システム	4
	統計	4
	文化国際	7
	男女共同参画	2
	渉外	2
企画部会 計		53
総務	秘書	1
	総務	2
	情報公開	3
	市史編さん	1
	行政改革推進	7
	職員	2
	職員研修	1
	職員厚生	5
	防災対策	8
	防災	12
総務部会 計		42
財務	財務	7
	管財	2
	契約	2
	納税	3
	市民税	7
	資産税	3
財務部会 計		24
保健福祉	保健福祉総務	6
	指導監査	1
	地域福祉	33
	保健福祉総合相談	4
	地域医療	13
	高齢者福祉	51
	介護保険	16
	子育て支援	33
	保育	12
	障害福祉	58
	福祉事務所	19
	陽光園	2
保健福祉部会 計		248
保健所	地域保健	38
	保健予防	26
	生活衛生	14
	衛生試験	3
	中央保健センター	14
保健所部会 計		95
市民	市民生活	18
	市民相談	5
	戸籍住民	35
	国民健康保険	32
	国民年金	1
	交通・地域安全	9
	消費生活	5
	出張所	2
市民部会 計		107
経済	産業振興	20
	商業観光	34
	勤労福祉	9
	農政	37
	都市農業推進	1
経済部会 計		101
環境保全	環境対策	13
	ISO推進	1
	環境保全	15
	みどり対策	30
	公園	8
環境保全部会 計		67

専門部会	事務事業区分	数
環境事業	清掃総務	6
	廃棄物指導	11
	ごみ減量推進	14
	事業系ごみ対策	4
	清掃施設	3
	清掃事業所・清掃工場	11
	ごみ・し尿収集	12
環境事業部会 計		61
都市	都市計画	13
	都市交通計画	6
	開発指導	2
	開発審査	6
	都市整備・駅周辺整備	13
	駐車場対策	12
都市部会 計		52
建築	建築総務	15
	建築指導	10
	建築審査	16
	住宅	10
	宮繕	4
建築部会 計		55
土木	土木計画	14
	土木システム推進	2
	国道対策	3
	道路管理	19
	道路整備	7
	道路補修	11
	下水道管理	18
	下水道料金	5
	下水道整備	8
	河川整備	11
土木部会 計		98
管理	教育総務	3
	学務	25
	学校保健	13
	学校施設	6
管理部会 計		47
学校教育	指導	22
	教職員	13
	相模川自然の村野外体験教室	3
	青少年相談	8
学校教育部会 計		46
生涯学習	生涯学習	26
	文化財保護	6
	スポーツ	11
	青少年	10
	総合学習	17
	図書館	9
	博物館	9
生涯学習部会 計		88
議会	議会庶務	3
	議事調査	10
議会部会 計		13
選挙管理委員会	選挙管理委員会	15
選挙管理委員会部会 計		15
監査委員	監査委員	12
監査委員部会 計		12
農業委員会	農業委員会	22
農業委員会部会 計		22
消防	消防総務	14
	火災予防	11
	警防	11
	救急対策	3
	指令	2
	警備	3
	査察指導	4
消防部会 計		48
会計	会計	4
会計部会 計		4

合 計 1,298

その他

(1) 第4回相模原・津久井地域合併協議会次第（案）について

第4回 相模原・津久井地域合併協議会次第

日時：平成16年8月4日（水）午後2時から
場所：神奈川県立相模湖交流センター多目的ホール

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

<協議事項>

協議第12号 行政連絡機構の取扱いについて

協議第13号 慣行の取扱いについて

協議第14号 公共的団体等の取扱いについて

協議第15号 町名、字名の取扱いについて

協議第16号 土地利用の取扱いについて

協議第17号 上下水道事業の取扱いについて

協議第18号 各種事務事業の取扱いについて（Aランク）その1

<報告事項>

(1) 各種事務事業の取扱いについて（B・Cランク）その1

(2) まちづくりの将来ビジョン検討委員会における検討状況について

(3) 議員の定数等に関する検討委員会における検討状況について

4 そ の 他

(1) 第5回相模原・津久井地域合併協議会次第（案）について

(2) 今後の協議会開催日程（案）について

5 閉 会

(2) 今後の協議会開催日程（案）について

第5回相模原・津久井地域合併協議会（予定）

◇ 日 時：平成16年8月25日（水）午後2時から

◇ 場 所：けやき会館 5階 大樹の間